



Disclosure 2022

のぞみ信用組合の現状

のぞみ Disclosure 2022

概要

資料編

■ 概要 ■

設立	昭和27年6月24日 (開業:昭和27年7月21日)
出資金	3,453百万円
組合員	53,342人
店舗数	15店舗
役員	219名(うち、常勤役員10名)
営業区域	大阪府全域 (令和4年3月末現在)

■ 沿革 ■

昭和27年6月	大阪化繊取引所及び大阪三品取引所の会員による職域信用組合として事業認可
昭和27年7月	大阪商業信用組合として事業開始
昭和28年7月	職域信用組合から地域信用組合へ変更 営業区域を大阪府内一円に拡張
昭和37年9月	本店を大阪市中央区東高麗橋2番35号に移転
平成16年1月	大阪庶民信用組合と合併し、のぞみ信用組合に名称変更
平成16年5月	本店を現所に移転(大阪市中央区内本町2丁目3番5号)



■最寄駅 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅下車
13番出口を東へ徒歩5分
地下鉄谷町線・中央線「谷町4丁目」駅下車
3番出口を西へ徒歩5分

Contents

概要・沿革	1	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与 対策に係る基本方針・取引時確認のお願い・ 振り込み詐欺救済法への対応について	20
ごあいさつ・経営理念・行動指針	2	預金者保護法への対応について	21
令和3年度 事業の概況	3	A T Mオンライン ネットワークサービスについて	21
第70期通常総代会の開催、 総代会制度について、総代選挙について	5	適切な勧誘・募集について	22
お客様アンケート調査について	7	組織図、役員体制、会計監査人の名称	23
地域・社会貢献活動	10	主要な業務のご案内	24
地域密着型金融の取り組み	11	主要な商品のご案内	25
のぞみ信用組合「SDGs宣言」	13	店舗等一覧、営業区域・店舗の状況	27
第6次中期経営計画	15	資料編	28
経営管理について	16	索引	48
顧客受入方針	19		

ごあいさつ

平素は、のぞみ信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
本年も、ディスクロージャー誌「のぞみ2022」を作成いたしましたので、ご高覧いただき当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大が断続的に発生した影響により、依然として厳しい状況でありました。当組合の主要取引先である中小・小規模事業者の事業環境は、今後も変異株を含む感染の動向や急激な円安状況に加え、ウクライナ情勢悪化による資源や食品原材料価格の高騰等のマイナス要因を抱えており、先行きの見通しが不透明な状況下にあります。

このような環境下において、令和3年度は、第6次中期経営計画の初年度として、「お客様目線に立った金融サービスの実践（喜ばれる取引の実践）」を通じてお客様との信頼関係の構築を図り、「地域において真に必要とされる金融機関」を目指してまいりました。

喜ばれる取引の実践については、経営革新等支援機関としてもものづくり補助金、事業再構築補助金、及び持続化補助金の申請支援を積極的に行いました。また、外部機関との連携では、大阪府中小企業活性化協議会及び大阪府事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、経営改善支援や事業承継の支援に努めてまいりました。

当年度も引き続き、相互扶助の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決するための取り組みを強化し、「地域において真に必要とされる金融機関」を目指し、全力で取り組んでまいります。

役職員一同、鋭意努力を重ねてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

理事長 平野 二三記



経営理念

地域と人にやさしいコミュニティバンクとして
中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、
きめ細かな金融サービスを通じて、
みなさまの〈のぞみ〉実現のパートナーになります。

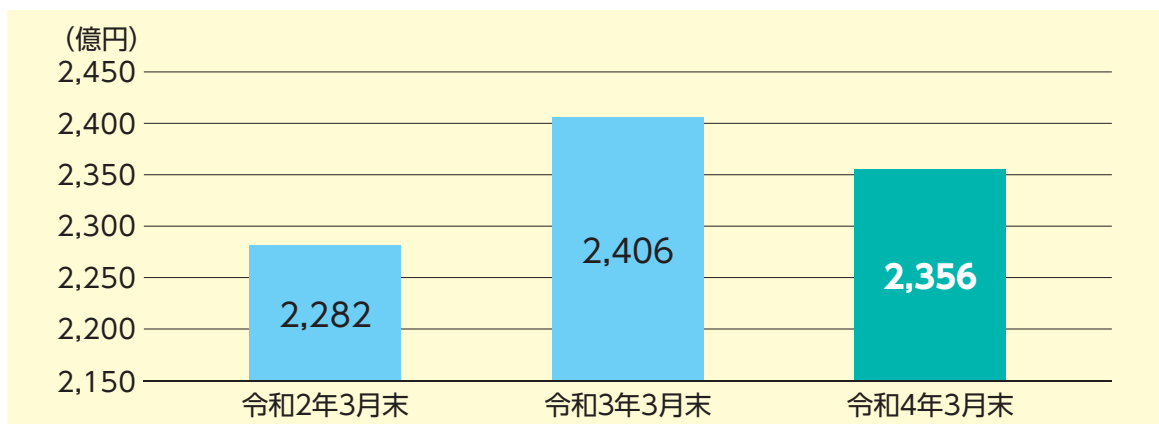
行動指針

1. 私たちは、お客様の信頼こそが組合存続の礎と考え、法と正しい倫理に基づき、責任をもって行動します。
2. 私たちは、お客様の立場に立って考え、その真のニーズに応えます。
3. 私たちは、厳正なりスク管理の下に、健全経営を行います。
4. 私たちは、お客様と地域とのコミュニケーションを重視し、情報開示を積極的に行います。
5. 私たちは、お客様のお役に立てる金融サービスを提供するため、能力の向上に努めます。
6. 私たちは、相互信頼のもとに活力に溢れた働き甲斐のある企業風土をつくります。

令和3年度 事業の概況

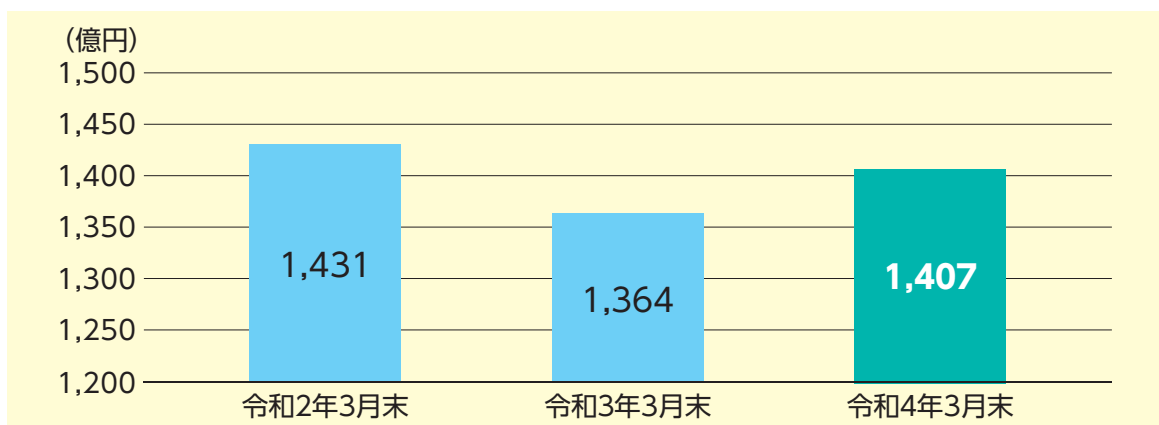
● 預金積金は、前期比49億円の減少

店舗統合等の影響により、預金積金残高は前期末比49億円減少(2.07%減)の2,356億円となりました。



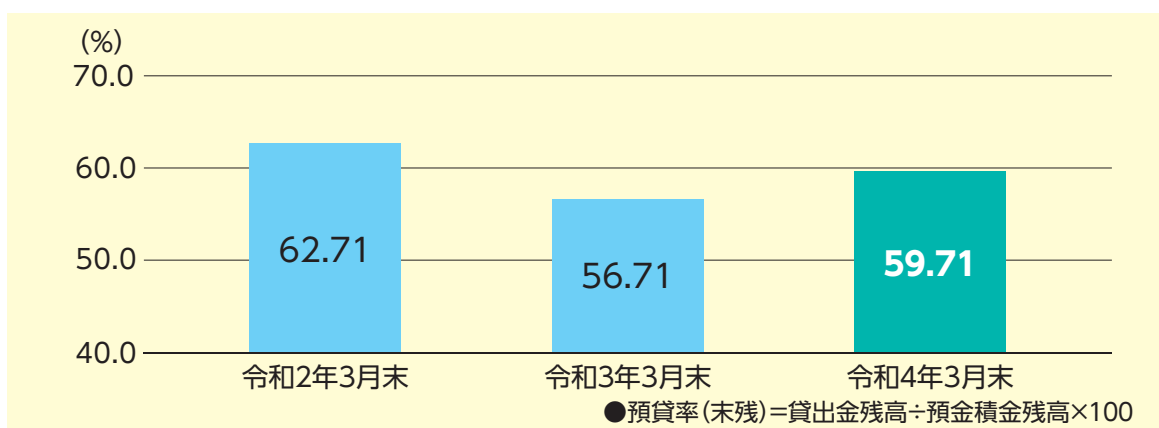
● 貸出金は、前期比42億円の増加

「コア業務」への一層の集中、及び「お客様に喜ばれる取引」の実践を通じ、資金ニーズに対応した融資の増強に注力し、貸出金残高は前期末比42億円増加(3.10%増)の1,407億円となりました。



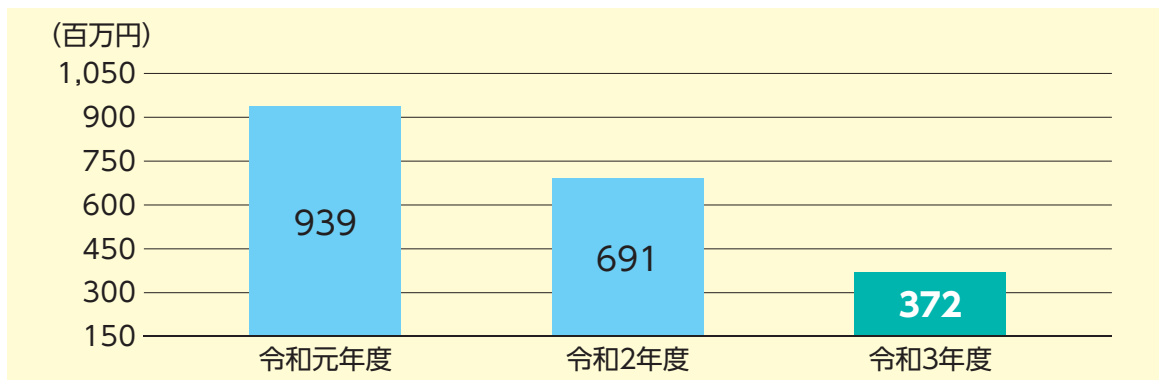
● 預貸率は、59.71%に上昇

預積金の減少及び貸出金の増加により、預貸率は前期末比3.00ポイント上昇の59.71%となりました。

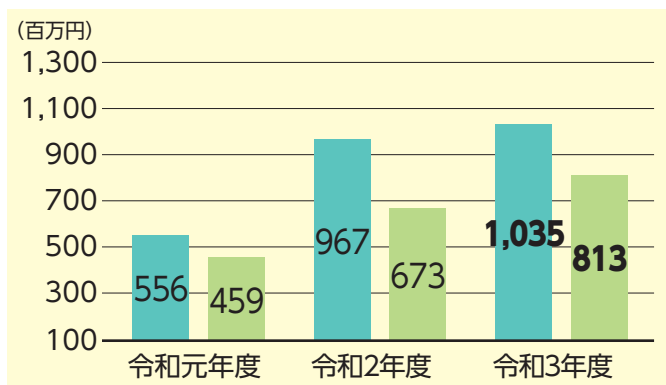


● コア業務純益は、前期比319百万円の減少

貸出金利回り等の資金運用利回りが低下したこと、及び役務取引等収益が減少したこと、並びに今期より消費税を税抜経理処理方式に変更したことにより、前期末比319百万円減少(46.17%減)の372百万円となりました。



● 経常利益・当期純利益は、ともに増加



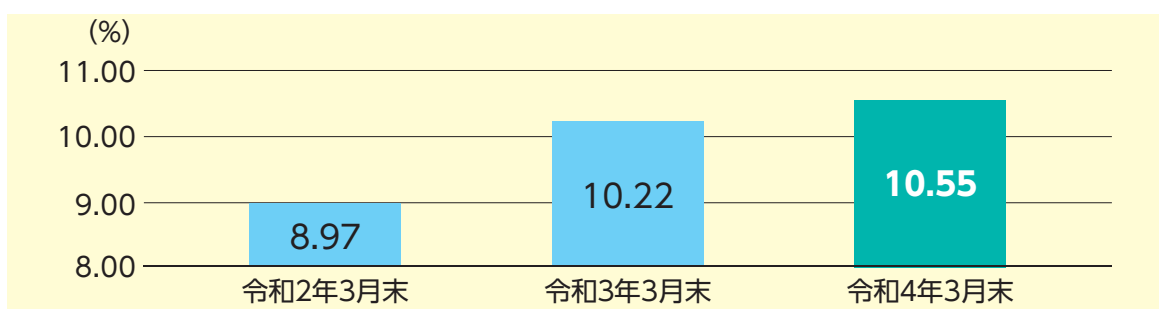
経常利益は67百万円増加の1,035百万円、当期純利益は、140百万円増加の813百万円となりました。

- 経常利益=経常収益-経常費用
- 当期純利益=経常利益+特別損益-法人税等
-法人税等調整額

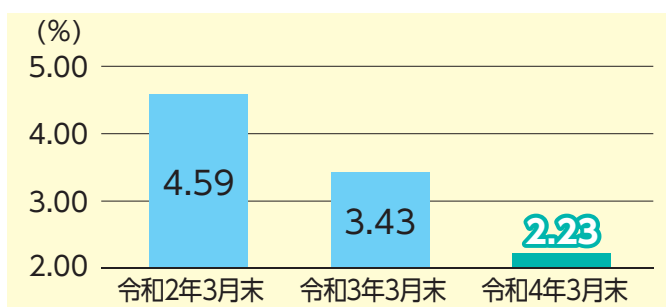


● 自己資本比率は、前期比0.33ポイント上昇

資産の安全性を示す自己資本比率は、前期末比0.33ポイント上昇し、10.55%となり、国内基準である4%を上回る水準を確保しております。



● 不良債権比率(金融再生法基準)は、1.20ポイント低下



不良債権比率は、前期比1.20ポイント改善の2.23%となりました。

- 金融再生法基準不良債権比率=
開示債権額(不良債権額)÷総与信額×100

第70期 通常総代会の開催

第70期通常総代会が、令和4年6月24日(金)午前10時より、新型コロナウイルス感染症対応を万全に行った中、当組合本店において開催されました。

当日は総代数114名のうち、出席12名(うち委任状による代理出席4名)及び書面による議決権行使102名、合わせて114名により全議案が可決承認されました。

● 議案

【報告事項】

第70期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

【決議事項】

第1号議案：第70期剰余金処分案承認の件

第2号議案：第71期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業・収支計画案承認の件

第3号議案：組合員除名の件

- I. 所在不明の組合員除名について
- II. 債務不履行の組合員除名について

第4号議案：役員選任の件

理事5名選任について

第5号議案：退任役員に対する慰労金支給の件



総代会制度について

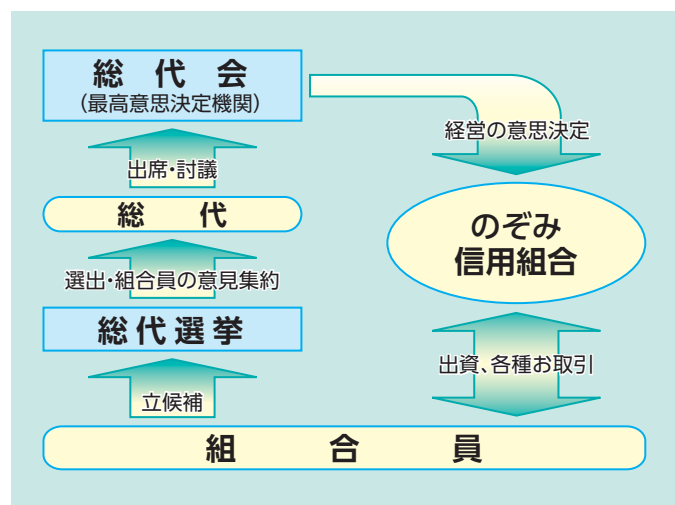
● 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が53,342名(令和4年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

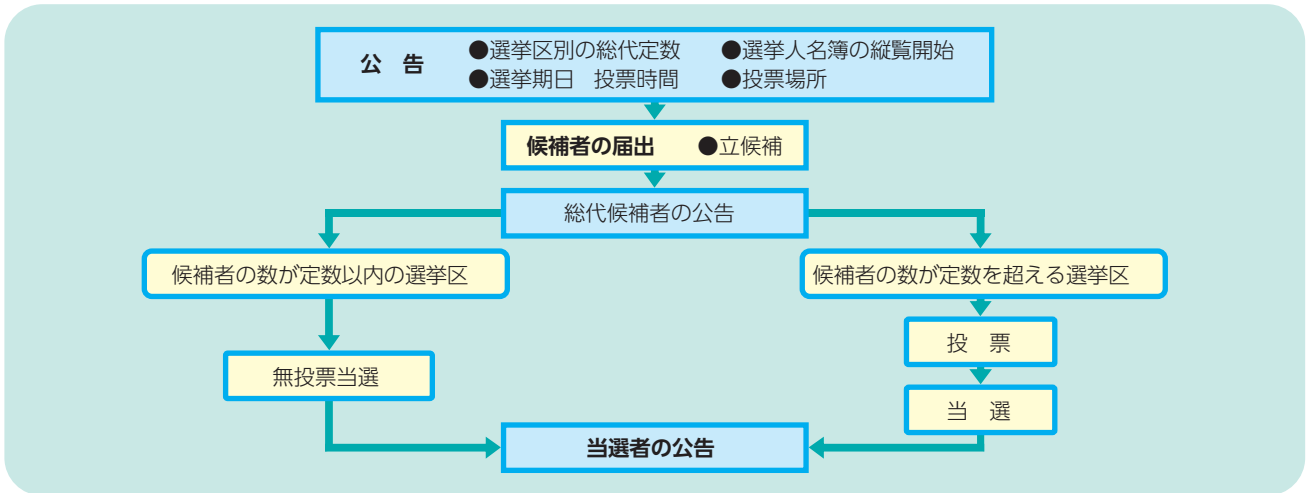


● 総代の選出、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款及び総代選挙規約に基づき選出されます。選挙区は地域的に近い営業店のまとまりを基本として、3選挙区に区分しております。総代の定数は100名以上120名以内で任期は3年です。

総代選挙について

● 総代選挙までの手続



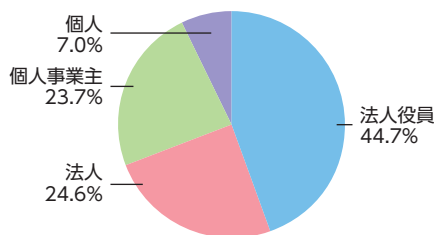
● 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名・構成比

令和4年6月30日現在

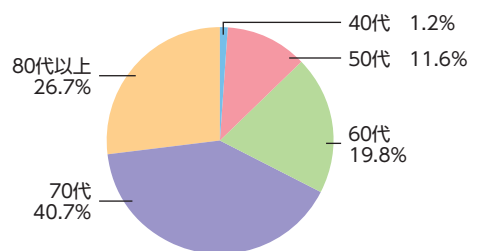
総代氏名				
第1区 大阪市 (総代定数：54名、総代数：51名)				
上田八木短資株式会社 [8]	株式会社櫻製作所 [*]	中村 太 [2]	岡村印刷工業株式会社 [9]	
中尾印刷株式会社 [8]	日本タルク株式会社 [8]	帰山 福博 [7]	内山 順吉 [1]	
吉本 治正 [8]	黒田 清行 [4]	花田 利彦 [2]	吉村 礼子 [7]	
株式会社久寿野木ビルディング [*]	上西 宏祐 [7]	富士電装株式会社 [*]	齋藤 昇 [6]	
小川 和子 [7]	株式会社ニューモアカラー [3]	佐々木 淳 [2]	酒木 博 [4]	
カワセコンピュータサプライ株式会社 [*]	昌栄機工株式会社 [6]	岡田 勝身 [7]	大西 啓太郎 [1]	
株式会社神通 [*]	株式会社ツタハラ [3]	城阪 勝喜 [2]	川本 公夫 [7]	
株式会社星和ビジネスリンク [7]	株式会社たかぎ商店 [3]	辻 憲治 [2]	山本 将義 [4]	
星光ビル管理株式会社 [*]	萬里商事株式会社 [*]	原口 茂 [3]	竹内 和良 [3]	
株式会社セイカ [9]	株式会社賃住 [6]	豊島 公敬 [3]		
西谷商事株式会社 [*]	エイワ株式会社 [6]	難波 利正 [2]		
奥谷 森一 [7]	日光パッキン株式会社 [*]	川上 博 [7]		
梅津 好文 [5]	株式会社ヒガシトゥエンティワン [*]	木村 重治 [3]		
木村 恒久 [7]	大阪北合同運送株式会社 [5]	平田 貴子 [1]		
第2区 守口市、吹田市、枚方市、豊中市、大東市 (総代定数：34名、総代数：33名)				
小路 喜代一 [8]	松清 俊春 [7]	大久保 彰 [3]	大本 博一 [3]	
株式会社ザ鈴木 [7]	樋上 幸夫 [7]	岡本 好明 [3]	中井 正弘 [3]	
吉岡 桂三 [6]	山内 久生 [*]	松本 信治 [7]	池田 實 [9]	
龍建設工業株式会社 [4]	内藤 一 [4]	岸野 肇夫 [7]	藤本 和俊 [7]	
丸山 和豊 [3]	吉村 省三 [4]	松本 和美 [7]	川村 悟司 [3]	
近藤 浪子 [3]	株式会社大塚 [3]	吉田 三彦 [7]	北井 秀樹 [1]	
大昭建設株式会社 [9]	橋内 久雄 [6]	緒賀 智子 [7]		
近藤 利三郎 [9]	小林 和美 [6]	牧野 嘉伸 [4]		
川上 興二 [2]	坂本 一彦 [6]	米田 弘樹 [3]		
第3区 八尾市、東大阪市、堺市 (総代定数：32名、総代数：30名)				
塚口 純行 [*]	木田 潔 [*]	後藤 紋子 [8]	松下 導治 [7]	
谷浦 敏夫 [6]	北川 忠嗣 [6]	村上 實 [7]	谷口 尚真 [3]	
宮井 光敏 [6]	森井 慎治 [3]	盛尾 清和 [4]	山浦 富美代 [1]	
西尾 晴夫 [5]	西川 洋史 [3]	森 太一 [4]	吉田 昌広 [7]	
今村 雄二 [4]	寺田 隆幸 [7]	中野 敏彦 [1]	澤 正行 [2]	
井之上 浩 [2]	西野 克美 [3]	株式会社井野屋 [5]	音野 裕司 [1]	
藤井 庸二 [1]	南條 保彦 [3]	加茂 正徳 [7]		
藤井 利秋 [1]	屋島 輝満 [1]	森川 恭秀 [7]		

(注)氏名の後に就任回数(任期3年)を記載しております(敬称略、順不同)。なお、就任回数が10回以上の場合は、[*]で表示しております。

職業別構成比



年齢別構成比



お客様アンケート調査について

当組合では、地域に密着し利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指す取り組みの一環として平成17年度より『お客様アンケート調査』を実施しております。

令和3年度も17回目となるアンケート調査を実施させて頂きましたところ、お取引先の皆様から多大のご協力と多くの貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。皆様から頂戴したご意見を参考に、以下のとおり業務改善に取り組んでまいります。

令和3年度の業務改善の実績(第16回アンケート調査を踏まえた取り組み)

改善項目	具体的改善策	実施内容・時期
お客様の 利便性向上・ サービスの 充実に向けて	●引続き、スマホ決済サービス「BankPay」の提供に努めるほか、法人インターネットバンキングのセキュリティ強化に努めます。	他社決済サービスでの不正利用発生に伴い、安全優先のため一時利用停止となっていた「BankPay」につきまして、セキュリティ強化等の対応を行ないサービスを再開致しました。また、新たにみずほ銀行が提供するQRコード決済サービス「J-CoinPay」の取扱いを開始しました。 ハードトークンの導入により法人インターネットバンキングのセキュリティ強化に努めました。
	●コロナ禍及びコロナ後における様々な経営支援等、情報提供に努めてまいります。	創業・事業承継に対する支援を夫々行いました。また、ものづくり補助金等の各種補助金申請支援を22件行い、4件の採択が決まりました。 コロナウイルス感染症対策として、資金支援及び当組合独自のマッチングボードの活用によりビジネスマッチングに取り組みました。
地域の皆様に 安心し、より 親しみを感じて 頂くために	●地域社会・経済活性化への取組みとして、地域貢献活動への取組みを強化してまいります。	昨年度コロナ禍により中止していた営業店のイベントを再開し、堺市では堺陵南支店においてフードドライブによる寄付活動に協力しました。 「盲導犬育成事業」の応援として、社会福祉法人日本ライthouseへ寄付を行いました。また、信用組合業界の社会貢献活動等に対し表彰される「しんくみブランド表彰」に、今年度当組合の盲導犬育成事業に対する応援活動が評価され優秀賞に選ばれました。
	●事務の効率化に取り組むことにより、従来以上にご相談いただけるよう信頼関係を深め、お客様に喜ばれる取引の推進に努めてまいります。	紙で発行していた受取書につきまして、タブレット端末を利用した電子署名による手続きを導入し、事務の効率化に取り組み、お客様に喜ばれる取引の推進に努めました。
	●ご来店されたお客様に対し、元気な挨拶・明るい笑顔での対応を心掛け、スピーディーな対応で待ち時間短縮等に努めてまいります。	ご来店いただいたお客様には元気な挨拶・明るい笑顔での対応を心掛け、スピーディーな対応に努めました。 また、アンケート調査結果を踏まえ、各店にてより親しみを感じていただくため具体策を検討しました。

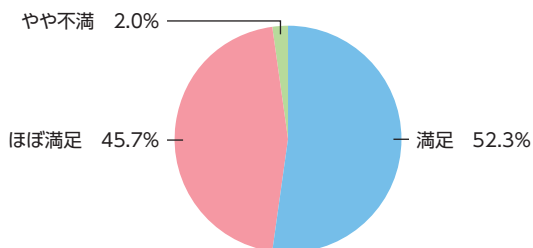
令和4年度の業務改善取り組み方針(第17回アンケート調査を踏まえた改善策)

改善項目	具体的改善策
お客様の 利便性向上・ サービスの 充実に向けて	●印鑑照合・照会システムの導入やペーパーレス化を図り事務の効率化を促進し、お客様の利便性向上に努めてまいります。
	●引続き、コロナ禍及びコロナ後における様々な経営支援（資金繰り支援・ビジネスマッチングによる販路拡大支援等）に努めてまいります。
地域の皆様に 安心し、より 親しみを感じて 頂くために	●営業店主導のイベントの実施や地元商店街等とのタイアップを通じた地域交流や、「盲導犬育成事業」をはじめとした社会貢献活動に取り組んでまいります。
	●ご来店されたお客様に対し、元気な挨拶・明るい笑顔での対応に心掛け、スピーディーな対応で待ち時間短縮等に努めてまいります。
	●お客様に何でもご相談いただけるよう信頼関係を深めるとともに、お客様のニーズにあったお役に立てるチャネルの提供等様々な情報提供に努めてまいります。
	●令和4年1月1日付にて「SDGs宣言」を公表し、地域社会の持続的発展に協力してまいります。

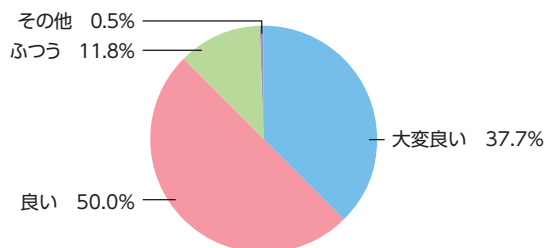
第17回お客様アンケート調査の実施要領

- 調査実施期間 令和4年1月11日(火)～令和4年1月24日(月)
- 調査対象 ・融資又は預金のお取引先（店頭来店先・営業担当者訪問先）
・1店舗あたり30～80先（店舗毎のお取引先数割）を無作為に抽出
- 調査方法 店頭又は訪問により依頼、郵送により回収、無記名
- 調査先数 総先数700先
- ご回答総数 657先（回収率93.8%）

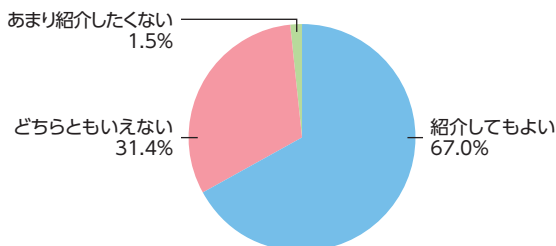
Q1：当組合に対する総合的な満足度についてお聞かせ下さい。



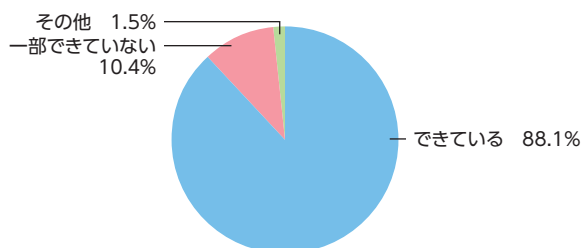
Q2：お取引店舗の印象についてお聞かせ下さい。



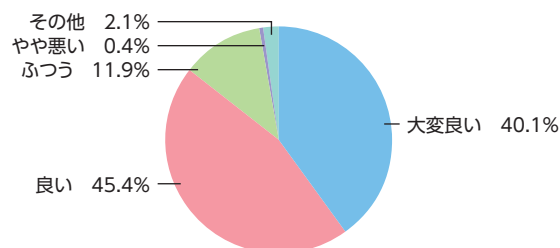
Q3：当組合を紹介してもよいかお聞かせ下さい。



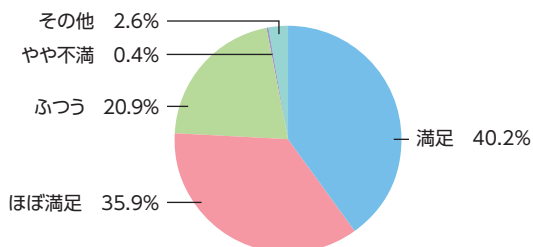
Q4：「元気な挨拶・明るい笑顔」で接客についてお聞かせ下さい。



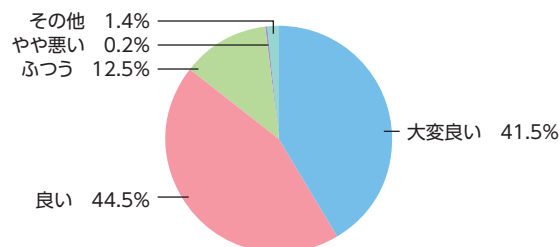
Q5：窓口職員の接客マナーについてお聞かせ下さい。



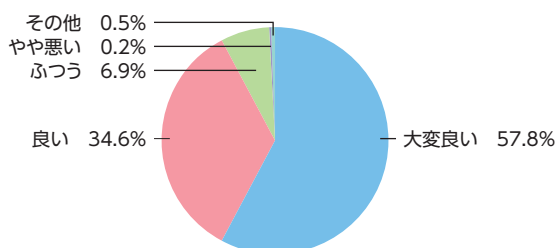
Q6：窓口職員の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



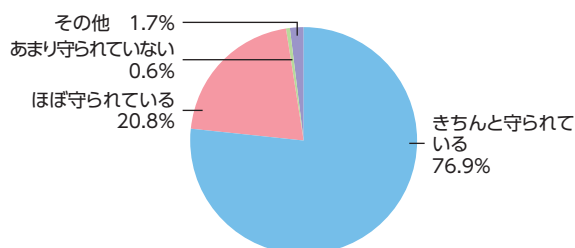
Q7：職員の電話応対についてお聞かせ下さい。



Q8：営業担当者の接客マナーについてお聞かせ下さい。

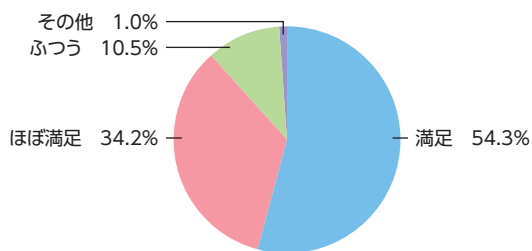


Q9：営業担当者の訪問日時の約束についてお聞かせ下さい。

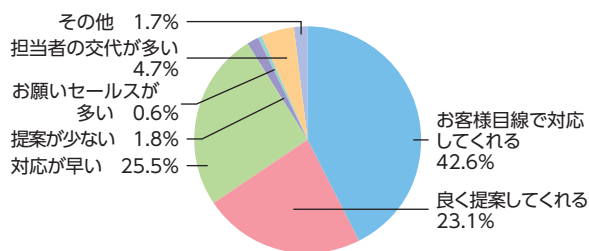


お客様アンケート調査について

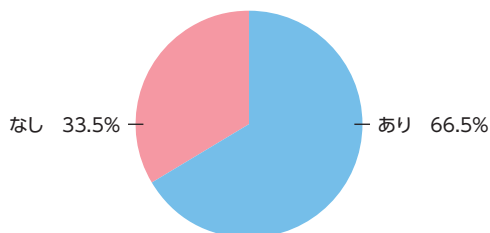
Q10：営業担当者の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



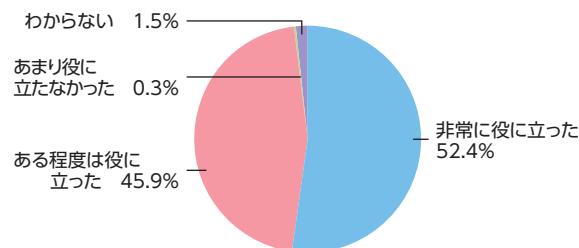
Q11：営業担当者の印象についてお聞かせ下さい。



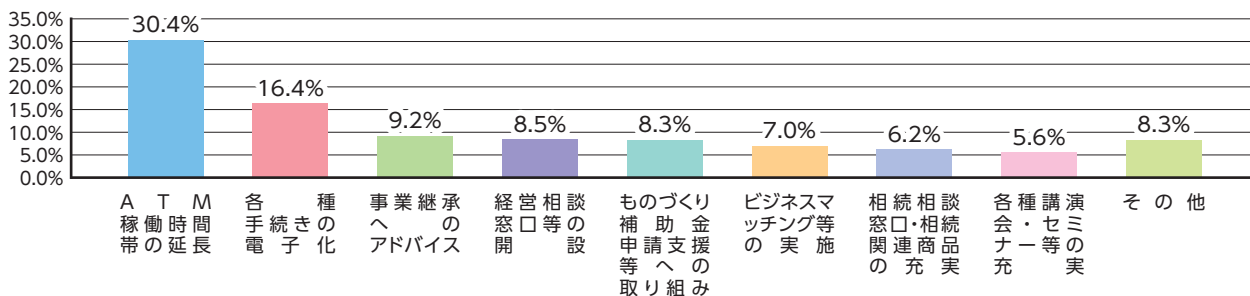
Q12-①：提案・アドバイスの有無についてお聞かせ下さい。



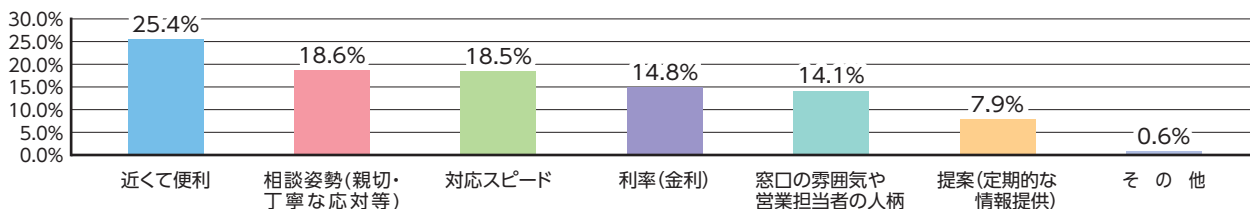
Q12-②：提案・アドバイスはお役に立ちましたかお聞かせ下さい。



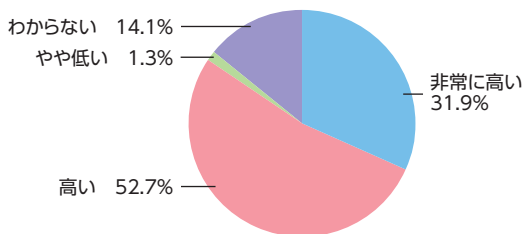
Q13：当組合に対するご要望についてお聞かせ下さい。



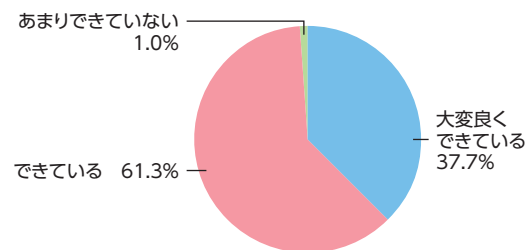
Q14：金融機関の選択についてお聞かせ下さい。



Q15：当組合の職員のコンプライアンス(法令順守)意識についてお聞かせ下さい。

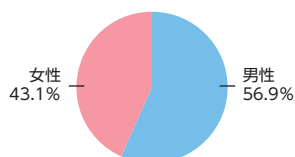


Q16：当組合の新型コロナウイルス感染症対策についてお聞かせ下さい。

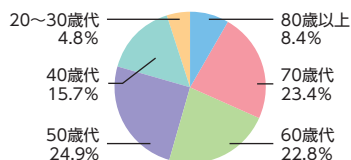


●お客様の属性

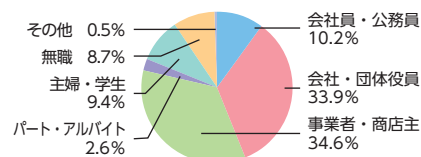
性別



年齢構成



職業



地域・社会貢献活動

創立70周年記念事業

おかげさまで、のぞみ信用組合は令和4年6月24日に創立70周年を迎えることができました。これもひとえに、地域のお客様の変わらぬご支援の賜物であり、感謝申し上げます。今後とも、地域のお客様のお役に立てる経営の実現に邁進してまいります。

寄付金について

SDGs（持続可能な開発目標）達成への取り組みの一貫として寄付を行い、地域社会の持続的発展に努めました。

- 子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう大阪府が設置した「子ども輝く未来基金」へ寄付をおこないました。

※令和4年6月に300万円の寄付を行いました。

- 盲導犬育成事業を応援する目的で、「盲導犬育成事業応援定期預金・定期積金」を夫々発売しお預け入れ総額に対して、社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付を行っております。

※平成22年度～令和3年度に合計330万円の寄付と盲導犬訓練車を贈呈させていただきました。
令和4年7月に200万円の寄付を行いました。



〔令和4年7月 感謝状贈呈：本店〕

※各営業店での創立70周年記念イベントにつきましては、コロナ禍を踏まえ中止させていただきます。

安心してお取引いただけるための取り組み

- 高齢者・認知症・障がい者サポート態勢

当組合では、「堺市高齢者見守りネットワーク事業」、「認知症サポーター養成講座」、「コミュニケーションボードの設置」等によりサポート態勢の充実を図っております。

- 後見制度ご利用の方の利便性向上

当組合では、ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援預金を取扱いしております。

※後見制度支援預金とは、後見制度を利用されるご本人の財産のうち、日常的な支払いに必要な金銭と別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託するものです。

後見制度支援預金をご利用される場合、預金の払戻しや解約・入出金を行う際、予め家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に管理することができます。

- 特殊詐欺未然防止

当組合では、ATMをご利用されるお客様への声掛けや、ご出金・お振込の手続きをされるお客様への内容確認を徹底するなど、振り込め詐欺等の未然防止に努めています。

- プレミアム付商品券の取扱い

新型コロナウイルス感染症拡大防止策による影響への生活安定と、消費喚起による継続的な活動支援のため、守口市では「守口市スーパープレミアム付商品券」を発行しております。

当組合守口支店では、上記商品券の換金業務を行い、地域の皆様方のお役に立てるよう努めております。



地域密着型金融の取り組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況について

● 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域社会・地域経済の発展に貢献することを目的にコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

● 態勢整備の状況について

経営革新等支援機関の認定を受け、審査部内に支援担当を設け各営業店と連携を図っております。

● 取り組み状況

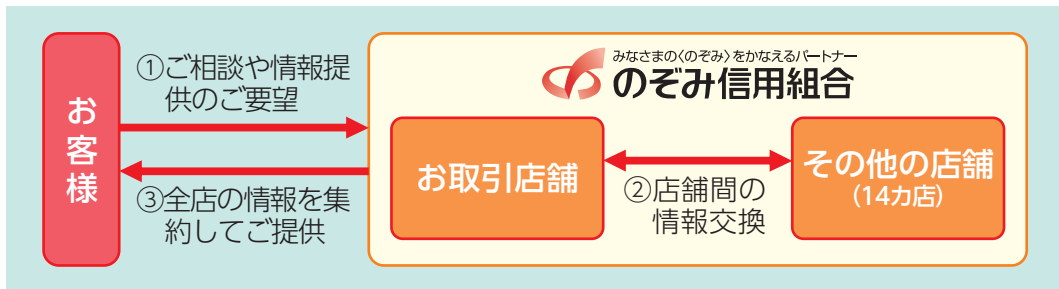
創業・新事業開拓への支援

中小企業者及び小規模事業者等を連携して支援することを目的に株式会社日本政策金融公庫と業務提携しております。

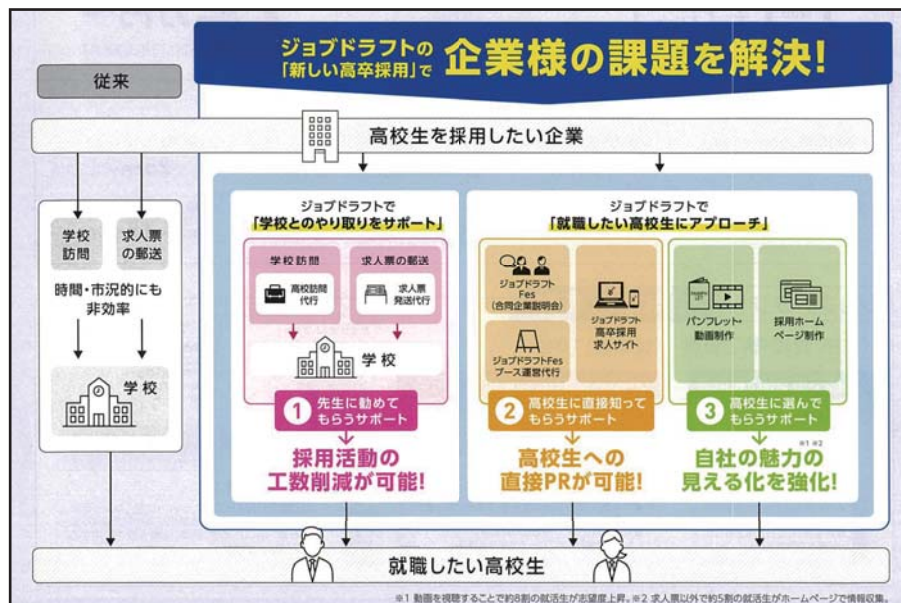
連携融資及び創業者向け事業資金「希望（のぞみ）」を活用し、創業・新事業を支援しております。

成長段階における支援

- ・当組合では、各営業店のお客様の様々なご相談や情報提供等のご要望について、全店の情報網を活かし幅広くスピーディーなご提案に努めております。



- ・高校生に求人情報を届けるツールの作成、リアルでの採用イベントの活用、高卒ノウハウの提供等、様々な面から採用活動をサポートする「ジョブドラフト」をご紹介します。詳しくは「ジョブドラフト」とは株式会社ジンジブが提供する高校生の新卒採用トータルサポートサービスです。



- ・でんさいネットの利用促進に努め、「でんさい割引」を行うなど、動産担保融資の推進に努めました。

令和3年度 でんさいネット利用件先数： 92先
「でんさい割引」実績： 13先、419百万円

※でんさいネットとは、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子記録機関である「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称で、手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。

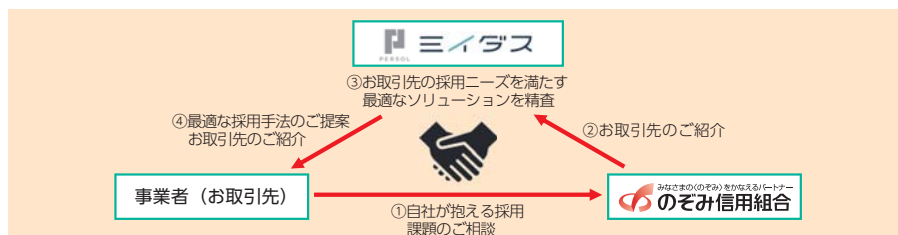
- 当組合がコーディネーターとして、リンカーズ株式会社が提供するものづくり系マッチングサービス「Linkers」を活用し、当組合のお取引先の販路拡大や新事業進出を支援しております。

平成29年度～令和3年度 当組合登録先数 : 408先



経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 中小企業庁の認定経営革新等支援機関として、地域の事業者の方が抱える問題や課題に対して、迅速かつ真摯にお応えし、「事業承継」や「ものづくり補助金」等の情報提供や申請支援を積極的に行っております。
- 人材不足の解消や採用時間の削減等の課題解決の一助として、法人のお取引先に対して「ミイダス」をご紹介させていただいております。「ミイダス」とはミイダス株式会社が提供する人材マッチングサービスです。
- 助成金の提案から受給までをサポートする経営支援サービスとして、法人・個人事業者のお取引先に対して「Jマッチ」をご紹介させていただいております。「Jマッチ」とは株式会社ライトアップが提供する経営支援サービスです。



「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

● 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	1,390件	1,066件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(%)	30.8%	29.9%
保証契約を解除した件数	6件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

※「新規に無保証で融資した件数」には、割引手形の実行件数を含んでおります。

大阪府中小企業支援ネットワーク

地域の面的再生を促進する観点から、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備する目的に大阪信用保証協会が事務局となり「大阪府中小企業支援ネットワーク」を構築しております。

当組合も地域金融機関として同ネットワークに参加し、地域の事業者の方に対する経営改善支援等、お役に立てるよう情報の収集に努めてまいります。

のぞみ信用組合「SDGs宣言」

のぞみ信用組合は、「地域と人にやさしいコミュニティバンクとして中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、きめ細かな金融サービスを通じて、みなさまの〈のぞみ〉実現のパートナーになります」を経営理念として、地域において真に必要とされる金融機関を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりました。

当組合は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）達成への取り組みを通じて、これからも地域社会の持続的発展に努めていくことを宣言いたします。

令和4年1月1日
のぞみ信用組合
理事長 平野 二三記

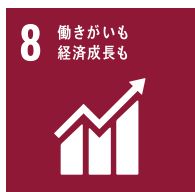


SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169項目の取り組み（ターゲット）で構成され、2030年までに達成を目指す世界共通の開発目標です。

1 地域経済活性化への取り組み

- 事業者へのきめ細かな訪問
- 創業支援
- ネットワークを活用したビジネスマッチング支援
- 事業者の経営力向上、経営改善支援
- 各種助成金・補助金申請支援
- 景況アンケート



2 環境保全への取り組み

- LED照明への切替による店舗の省電力化
- IT化によるペーパーレスの推進
- カーボンオフセット通帳
- 地元NPOとの連携によるフードバンクへの参加
- クールビズの実施
- ESG投資
- ディスクロージャー誌の植物インキ使用



3 地域社会貢献への取り組み

- 盲導犬育成事業の支援
- 「しんくみの日週間」における献血運動、地域行事への参画
- 振り込め詐欺被害の未然防止、サイバーセキュリティへの対応
- マネロン・テロ資金供与対策への取組



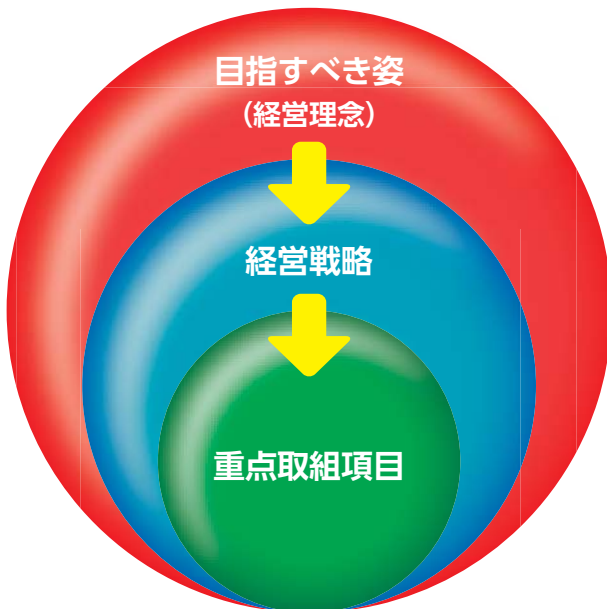
4 地域の未来を担う人材育成

- 各種検定試験、資格取得の奨励
- 職員に対するストレスチェックの実施
- 女性管理者や営業担当者の育成、配置
- 認知症サポーターの育成
- 後見支援制度預金の取扱い



第6次中期経営計画について〈令和3年4月～令和6年3月〉

地域において真に必要とされる金融機関を目指して



経営理念

- 地域と人にやさしいコミュニティバンクとして、中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、きめ細かな金融サービスを通じて、みなさまの〈のぞみ〉実現パートナーになります。

経営戦略

- 「相互扶助」の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決するための取組を強化する。

重点取組項目

- お客様目線に立った金融サービスの実践（喜ばれる取引の実践）
- 人材力・組織力の強化

重点取組項目について

お客様目線に立った金融サービスの実践（喜ばれる取引の実践）

- コロナ禍及びコロナ後における様々な経営支援の取組み
- 地域社会・経済の活性化への貢献
- 取引基盤の充実化（活動強化）

人材力・組織力の強化

- 目利き能力向上に繋がる研修の充実
- 人材の活性化
- 評価内容の見直し
- 店舗戦略及び店舗運営の再構築
- 業務の効率化（営業・事務）

経営管理について

苦情処理措置及び紛争解決措置について

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

窓 口：のぞみ信用組合総務部（お客様サービス部長） 06-6944-2108
受 付 日：月～金曜日（祝日及び当組合の休業日を除きます）
受付時間：午前9時～午後5時
なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス：<https://www.nozomi.shinkumi.jp>

※保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 （電話：03-3286-2648）
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（電話：0570-022-808）

● 紛争解決措置

公益社団法人民間総合調停センター （電話：06-6364-7644）
東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3581-2249）

上記の仲裁センター等において紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記窓口または、大阪地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所にお申し出ください。又、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

<p>一般社団法人 大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所</p> <ul style="list-style-type: none">●受 付 日：月～金曜日 (祝日及び信用組合の休業日を除く)●受付時間：午前9時～午後5時●電 話：06-6941-1441●住 所：〒540-0026 大阪府中央区内本町2-3-9	<p>一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所</p> <ul style="list-style-type: none">●受 付 日：月～金曜日 (祝日及び信用組合の休業日を除く)●受付時間：午前9時～午後5時●電 話：03-3567-2456●住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
---	--

経営管理について

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、企業が活動を行う上で法令や各種社会ルールを遵守することですが、当組合では、金融機関としての高い社会的使命に鑑み、より高い企業倫理の確立や法令・ルールの厳正な遵守に努めております。

理事会は、コンプライアンスの遵守を目的に、コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンスプログラムを制定し、役職員全員がこれに沿った業務運営を行うとともに、本部・営業店は定例的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、理事会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の検証、対応策の検討を行う態勢としています。

苦情・相談処理体制については、総務部に「お客様サービス部長」を専担者として配置し、情報の集約と対応の一元化を図ると共に、その状況について逐次コンプライアンス委員会に連携し、迅速かつ的確に対応する態勢をとっております。

反社会的勢力に関する基本方針

私どものぞみ信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連帯関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対処措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

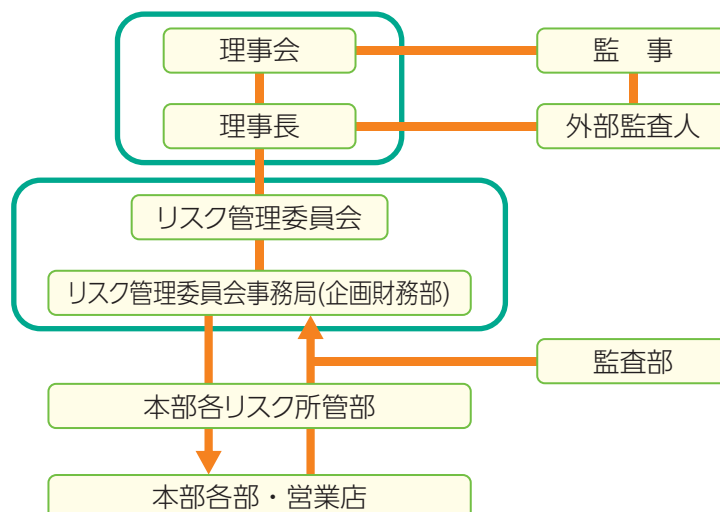
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理体制

当組合では、理事会で経営方針、事業方針及びリスク管理方針（リスク管理規程）を定めるとともに、リスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理できるようリスク管理委員会を置き、理事会に報告する体制をとっております。又、各リスクについては所管部署を定め、日々リスクの状況を把握・管理し、常時リスク管理委員会へ連携する体制としております。

<p>信用 リスク</p>	<p>取引先の倒産等により貸出金等が回収困難となり損失を被るリスク</p> <p>当組合では、貸出債権の健全性維持・向上を図るため、審査管理体制の強化に努めるとともに、大口融資案件は融資審議会に諮る体制をとっております。又、資産の自己査定結果等を考慮に入れた貸出審査・管理体制の厳格化に努め、財務分析等の研修を通じて審査・管理能力の向上を図っております。</p>
<p>市場 リスク</p>	<p>有価証券・為替・金利等が変動し、資産価値が低下、損失を被るリスク</p> <p>金利や価格変動に伴うリスクに対処するため、安全かつ慎重な運用を行っております。</p>
<p>流動性 リスク</p>	<p>資金流出で資金繰りが悪化するリスクや高金利で資金調達を余儀なくされるリスク</p> <p>資金の運用・調達の状況や資金調達余力は企画財務部において日次でモニタリングされ、経営層へ報告する体制をとっております。又、万一の場合に備え情報収集に努めるとともに、緊急時の資金を確保する手段など、事前準備には万全を期しております。</p>
<p>事務 リスク</p>	<p>正確な事務を怠るあるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスク</p> <p>事故の未然防止や事務レベルの向上のため、事務取扱要領に沿った事務の指導・研修を実施し、事務能力の向上に努めております。又、発生したミス・事故については、データベース化し、原因分析を行うことにより再発防止を図っております。このような状況については、定期的に経営層に報告し、事務リスクの管理、軽減に取り組んでおります。</p> <p>又、監査部の臨店総合監査、フォロー監査、抜き打ちによる部分監査、毎月1回の自店検査の実施を通じ、事務ミスの早期発見・事故の未然防止に努めております。</p>
<p>システム リスク</p>	<p>コンピューターシステムのダウン・誤作動、不正使用等により損失を被るリスク</p> <p>当組合では、基本的なオンラインシステムの運行を「信組情報サービス株式会社（SKC）」へ委託することによりリスク軽減を図るとともに、SKCシステムに沿った事務管理やデータ管理の実施及び周辺情報機器等の整備・充実に努めております。又、当組合の情報資産保護に関する基本方針であるセキュリティポリシーにおいて個人情報の保護に対する対応を規定し、関連規程等の整備・充実に努めております。</p> <p>万一の備えとしては、災害・システム障害等に備えたコンティンジェンシープランを整備し、未然防止と併せて両面からシステムリスクの軽減を図っております。</p>

リスク管理体制図



顧客受入方針

当組合は、マネー・ロンダリング等の不正な取引を未然に防止するため、お客様と取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客様の属性情報の取得・管理については、各種の法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえ、以下の各事項について適切な対応を実施します。具体的には、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。

なお、お客様が取引時確認に応じない場合には、取引時確認にお客様が応じるまで当該取引を謝絶します。

1. 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引等（敷居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなのは一の取引とみなす。）
2. 特別の注意を要する取引（①疑わしいと認められる取引、②同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引）
3. ハイリスク取引（①なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引、②マネー・ロンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引、③重要な公的地位にある者（外国PEPs）との取引）

注)1 上記1.～3.の取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、下表のとおりです。なお、3.の取引についてはマネー・ロンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。

注)2 上記取引において把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

確認事項	通常の取引(上記1、2)	ハイリスク取引(上記3)
本人特定事項 (個人)氏名・住居・生年月日 (法人)名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人)運転免許証、在留カード、 旅券(パスポート)等顔写真 のある官公庁発行書類など (法人)登記事項証明書、印鑑登録 証明書、官公庁発行書類で 法人の名称及び本店又は 主たる事務所の所在地の 記載があるものなど	通常の取引に際して確認した書類 + 左記以外の本人確認書類
取引を行う目的	申告	申告
(個人)職業 (法人)事業の内容	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、登記事項証明書(資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)など + 代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)		(個人)源泉徴収票、確定申告書、 預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン及びテロ資金供与」といいます）対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、以下の内部管理態勢構築に取り組んでまいります。

1. 管理態勢

当組合は、マネロン及びテロ資金供与等を防止するため、経営陣の主導的な関与の下、組合内の役割を明確に定め、関係部署連携の下、組織内で横断的なリスク管理態勢の構築に努めます。

2. リスクの特定・評価・低減

当組合は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、直面するマネロン等リスクを特定、評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った措置を講じます。

3. お客さまへの対応方針

当組合は、適切な取引時確認を行い、お客さまの属性に即した対応策を実施する体制を整備します。また、定期的にお客さまの情報やお取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告や「取引モニタリング」や「取引フィルタリング」で検知した疑わしい取引を適切に処理し、当局に宛てて速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を構築します。

5. 役職員の研修

当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策に関する知識習得・意識の向上を図るために、継続的な研修を行います。

6. 遵守状況の検証

当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策に関する遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、継続的に管理態勢の強化を図ります。

取引時確認のお願い

「犯罪収益移転防止法」及び「顧客受入方針」に基づき、お客様の本人確認を行うほか、取引を行う目的や職業・事業内容等についても合わせて確認を行います。

これらの確認は新規のお客様だけでなく既に取引いただいているお客様も対象となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

● 取引時確認が必要な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ②10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

● ハイリスク取引

マネー・ローンダリングのリスクが高い取引を行う際には厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況についても確認させていただきます。

● 確認事項及び確認書類

P19の「顧客受入方針」に記載の確認事項及び確認書類を参照願います。

尚、口座開設を行う場合は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）に基づき、居住地国（例えば日本）等の届出も合わせてお願いします。

振り込め詐欺救済法への対応について

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等により資金が振り込まれた預金口座等について、金融機関が取引停止等の措置をとり、預金名義人の預金等に係る債権消滅手続や被害回復金の支払い手続など、金融機関や預金保険機構が行う手続きが規定されています。

この法律に基づく具体的な手続き等について、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当組合の口座に振り込んだ方からのご相談を下記ダイヤルでお受けしております。

「振り込め詐欺救済法」お問い合わせ窓口

担当部署	総務部（お客様サービス部長）
電話番号	06-6944-2108
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

預金者保護法への対応について

偽造・盗難キャッシュカードによりお客様が被害に遭われた場合、過失の程度により被害額を補償させていただきます。

● 「預金者保護法」に基づく金融機関の補償割合

	項目	カード偽造	カード盗難
補償割合	無過失	原則、全額補償	原則、全額補償
	過失	原則、全額補償	原則、75%補償
	重過失	原則、補償なし	原則、補償なし

● カード・通帳等の紛失・盗難受付窓口

曜日	受付時間帯	連絡先
平日	8:45~17:00	お取引店
	上記以外の時間帯	しんくみATMセンター 電話：0120-003-814
上記以外	24時間	

※上記へご連絡いただくとともに、最寄りの警察にもお届け下さい。

● ATMの1日あたりの利用限度額について（令和4年6月30日現在）

利用場所	1日あたりの利用限度額（現金お引き出し）
①当組合ATM	・個人 50万円迄 ①②を合算した利用限度額 ・法人200万円迄 ①当組合ATM
②提携金融機関のATM・CD等	

● ATM振込の利用制限について

ATM振込を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの振込上限額を1,000円とする制限を設けさせていただいております。

● ATM支払限度額制限について

ATM出金を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの出金限度額を10万円とする制限を設けさせていただいております。

● ATMでの暗証番号の変更機能について

簡単なATM画面の操作で、お客様が任意に暗証番号の変更ができる機能（手数料不要）があります。尚、生年月日(例:昭和25年2月25日→0225)、電話番号(下4桁)、同一番号(例:1111, 2222)等の他人に類推されやすい番号は使用しないで下さい。

ATMオンラインネットワークサービスについて

(令和4年6月30日現在)

● ご利用時間帯のお知らせ

	ご利用時間			
	平日(月~金)	土曜日	日曜日	祝日
当組合ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00 ※取扱店舗：枚方支店、萩原天神支店、矢田支店	9:00~17:00 ※取扱店舗：枚方支店、萩原天神支店、矢田支店
全国信組ネットワーク 府下信組キャッシュサービス 全国キャッシュサービス 郵貯オンラインサービス イオン銀行ATMサービス セブン銀行ATMサービス	365日 8:00~21:00			
	365日 24時間（メンテナンス等により利用できない時間帯もあります）			

※上記ATMオンラインネットワークサービスについては、一部金融機関でお取扱内容が異なる場合がございます。
※一部のお取扱については手数料がかかる場合がございます。

適切な勧誘・募集について

金融商品に係る勧誘方針

当組合は「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記（1）に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下、「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談、その他各種お問合せは、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

担当部署 総務部（お客様サービス部長）
電話番号 06-6944-2108
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

主要な業務のご案内

(令和4年6月30日現在)

● 預金業務

総合口座	普通預金	・左記の預金が一冊の通帳にセット
	定期預金	・定期預金、定期積金の積立額を担保に、預入残高の90%以内、最高300万円迄融資
	定期積金	
定期預金	大口定期預金	1,000万円からの自由金利型定期預金
	スーパー定期預金	1,000万円未満の自由金利型定期預金
	期日指定定期預金	1年据え置き後、最長3年まで(1年毎の複利計算・個人のみ)お預入可能な定期預金
定期積金		目標額への積立を行うことができる預金
普通預金		いつでも出し入れ自由な便利な預金
無利息型普通預金		決済用預金の3条件(無利息・要求払い・決済サービスの提供)を満たす預金
当座預金		商取引での小切手、約束手形に活用できる預金
通知預金		まとまった資金を一時的(1週間以上)に預ける預金
納税準備預金		税金の納付資金づくりの預金(利息は非課税扱い)

概要

● 融資業務

《事業者向け融資》

手形割引	商業手形の割引
手形貸付	運転資金などの短期資金に活用
証書貸付	設備資金などの長期資金に活用
保証協会保証貸付	大阪信用保証協会の保証付融資の取扱い
代理貸付	全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務の取扱い
のぞみクイックローンⅠ※1	法人及び個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
のぞみクイックローンⅡ※1	個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
創業応援ローン	株式会社日本政策金融公庫協調型ローン 新たに事業をはじめられる方等を対象とした商品

※1については、当組合が提携する保証会社の保証が必要となります。

《個人向け融資》

住宅ローン	
住まいのいちばんネクストV	住宅取得に関する資金(最高10,000万円)をご融資(提携保証会社保証付)
チャンピオン	中古住宅の購入(他金融機関からのお借換えを含む)資金をご融資(最高2,000万円・購入価格の100%以内)
提携保証会社保証付各種ローン	
マイカーローン	車輛購入・運転免許取得等に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
リフォームローン	住宅リフォームに係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
教育ローン	教育(入学時・在学時)に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「チョイス」	資金使途自由(事業資金を除く)のローン(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「セレクト」[はとメール]	資金使途自由(事業資金を含む)のローン(10万円以上、500万円以内)
カードローン「アラカルト」	資金使途自由のカードローン(極度額30万円以上、800万円以内)

● 為替業務・でんさい業務・その他付随業務

内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております	
代理業務	ア. 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務 イ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務	
保険商品の窓口販売業務	住宅ローン等の火災保険	
でんさい業務	電子記録債権を記録・流通させる新たな決済インフラです インターネットバンキングなどを通じてご利用いただけます	
債務の保証業務	両替業務	保護預り及び貸金庫業務
地方公共団体の公金取扱業務	国債等の引受及び引受国債の募集取扱業務	

主要な商品のご案内

融資商品のご案内

● 法人・個人事業者向け融資商品

創業応援ローン<希望>

新たに事業をはじめられる方、事業を始めて間もない方を対象とした株式会社日本政策金融公庫協調型ローンです。

最大1,000万円迄ご利用いただけます。(公庫との合算で2,000万円まで)

ご融資利率：3.0%

ご融資期間：7年以内

創業応援ローン<希望>	
融資目的	創業・初期経営
対象業種	①新たに事業開始の方、また公庫(公庫)の融資を受け、②日本政策金融公庫に融資の申し込みをされた方
融資限度額	1,000万円以内
返済期間	最長・初期経営 7年以内
返済方法	元金均等返済 元金元金均等返済
返済利率	3.0% (固定金利)
保証方法	①、②、③ (保証あり)
返済開始時期	①、②、③ (保証あり)
返済開始時期	①、②、③ (保証あり)

● 個人向け融資商品

~お客様のニーズに応える~ <のぞみ>目的ローン

車両のことなら
マイカーローン

新車・中古車を含む車両購入費、車検、修理費、運転免許取得資金としてご利用いただけます。

最大 1,000万円

自宅の改装・修繕に
リフォームローン

ご自宅のリフォーム資金、住宅購入に伴う諸費用等にご利用いただけます。

最大 1,000万円

お子様の学費には
教育ローン

入学時に係る費用、在学中に係る費用等、教育に係る資金にご利用いただけます。

最大 1,000万円

~自由に使える~ <のぞみ>フリーローン

スピーディに審査・個人限定の
チョイス

保証会社：全田しくみ保証(株)

最大 1,000万円

事業資金も借入できる
セレクト

保証会社：(株)クレディセゾン

最大 500万円

マイカーローン

車両購入・運転免許取得等、マイカーに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：10年以内

フリーローン「チョイス」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：3.0%、5.0%、7.0%、10.0%、14.0%

ご融資期間：10年以内

リフォームローン

リフォームに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：15年以内

フリーローン「セレクト」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：5.5%、7.5%、9.5%、13.5%

ご融資期間：6ヵ月以上10年以内

教育ローン

教育(入学時・在学時)に係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：15年以内

フリーローン「まとメール」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：9.8%、11.8%、13.8%

ご融資期間：10年以内

預金商品のご案内

● 定期預金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品で組合員の方がご利用いただけます。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

お預け利率：0.100%、0.175%
お預け期間：1年もの、3年もの

盲導犬育成事業 店頭定期預金

のぞみ
パピーウォーカー

お預け利率 0.100% 0.175%

お預け期間 1年もの 3年もの

お預け金額 10万円以上 1,000万円以下

のぞみ信用組合

概要

ねんきんバトン倶楽部

お申込み時点で58歳以上65歳未満で年金を未受給の方がご利用いただける定期預金です。

お一人様当たりの預入限度額は500万円です。
お預け利率：店頭表示金利 +0.20%
お預け期間：1年もの

【のぞみ】の7年金定期預金

ねんきんバトン倶楽部

満8歳からの
お楽しみ！

店頭表示金利 +0.20%

のぞみ信用組合

のぞみ年金定期「元気倶楽部」

当組合で公的年金・厚生年金基金等の受給口座をお持ちの組合員の方を対象としたお得な定期預金です。
お一人様当たりの預入限度額は1,000万円迄です。
またATM手数料を月5回まで返戻いたします。
お預け利率：0.375%
お預け期間：1年もの

年金定期預金

一年もの自動継続定期預金

元気倶楽部

「3つの特典！」

1 お一人様 1,000万円まで

2 ATM手数料が 月5回まで返戻!

3 優遇金利 0.375%とおトク!

のぞみ信用組合

● 定期積金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品です。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

ご契約期間：2年、3年
掛 金： 3万円
5万円
10万円

盲導犬育成事業応援定期預金

《のぞみ》
パピーウォーカー

お預け利率 3万円・5万円・10万円の3種類 2年または3年の2種類

契約期間	30,000円	50,000円	100,000円
2年 (24回)	720,000円	1,200,000円	2,400,000円
3年 (36回)	1,080,000円	1,800,000円	3,600,000円

のぞみ信用組合
盲導犬育成事業 応援 しています!

のぞみ信用組合

店舗等一覧

(令和4年6月30日現在)

概要

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
本店	540-0026	大阪府中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2102
本店営業部	540-0026	大阪府中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2101
港支店	552-0012	大阪府港区市岡1丁目14番3号	06-6574-0356
守口支店	570-0034	大阪府守口市西郷通1丁目15番16号	06-6996-4681
吹田支店	564-0026	大阪府吹田市高浜町4番39号	06-6382-0721
枚方支店	573-0022	大阪府枚方市宮之阪3丁目6番30号	072-847-4521
八尾支店	581-0802	大阪府八尾市北本町1丁目4番25号	072-922-0748
枚岡支店	579-8048	大阪府東大阪市旭町3番3号	072-982-5481
城東支店	536-0013	大阪府城東区嶋野東2丁目11番12号	06-6968-3321
粉浜支店	559-0001	大阪府住之江区粉浜1丁目16番16号	06-6672-1881
萩原天神支店	599-8112	大阪府堺市東区日置荘原寺町45番地1	072-286-5301
堺陵南支店	591-8034	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁目14番地	072-277-6771
豊中支店	560-0023	大阪府豊中市岡上の町3丁目1番6号	06-6841-0123
布施支店	577-0056	大阪府東大阪市長堂2丁目10番14号	06-4306-3861
四条畷支店	574-0008	大阪府大東市北新町18番10号	072-878-1251
矢田支店	546-0021	大阪府東住吉区照ヶ丘矢田3丁目3番39号	06-6702-5710

現金自動機器(ATM)設置状況

店舗内ATM	21台
--------	-----

岡町支店を新築移転し、
店舗名称を豊中支店に
改めました。

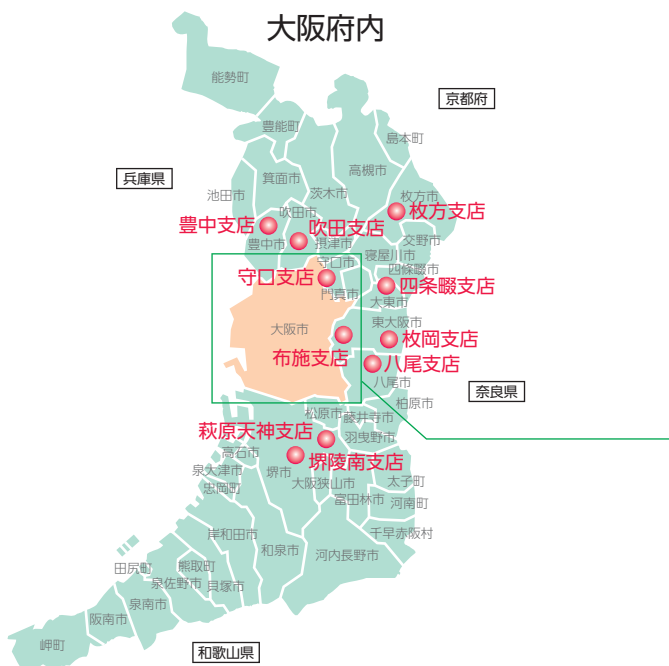
(令和4年3月22日オープン)



今後とも益々のご愛顧を賜ります
よう宜しくお願い申し上げます。

営業区域・店舗の状況

(令和4年6月30日現在)



資料編 目次

◇ 財務諸表	29-32
◇ 経営指標	33-34
◇ 主要業務に関する事項	34
◇ 貸出金等に関する指標	35-36
◇ 預金に関する指標	37
◇ 有価証券に関する指標	37-38
◇ その他の業務	38
◇ 役員等の報酬体系について	39
◇ 自己資本の充実の状況	40-46
◇ 手数料一覧	47

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,900,206	1,809,495	預金	240,682,128	235,682,437
預金	106,817,516	96,554,656	当座預金	2,413,876	2,056,722
有価証券	6,798,009	8,270,346	普通預金	50,564,291	51,698,527
国債	-	296,850	通知預金	50,000	126,635
地方債	499,478	499,846	定期預金	180,046,493	174,253,930
社債	6,180,990	7,354,590	定期積金	7,338,289	6,964,652
株式	117,541	119,060	その他の預金	269,177	581,970
その他の証券	-	-	借入金	700,000	700,000
貸出金	136,499,342	140,735,530	当座借越	700,000	700,000
割引手形	1,587,907	1,522,069	その他負債	1,141,232	977,488
手形貸付	385,734	710,071	未決済為替借	20,470	21,394
証書貸付	133,450,003	137,350,005	未払費用	500,004	396,033
当座貸越	1,075,697	1,153,385	給付補填備金	3,358	3,228
その他資産	1,827,459	1,753,705	未払法人税等	129,797	123,900
未決済為替貸	25,470	26,398	前受収益	79,652	80,413
全信組連出資金	1,412,600	1,412,600	払戻未済金	116,577	105,097
前払費用	26,150	17,350	職員預り金	134,241	128,707
未収収益	181,278	199,572	リース債務	40,924	27,135
その他の資産	181,960	97,783	その他の負債	116,205	91,578
有形固定資産	3,718,560	3,736,913	賞与引当金	67,469	62,581
建物	1,185,240	1,270,703	役員賞与引当金	-	-
土地	2,355,149	2,297,323	退職給付引当金	-	-
リース資産	40,924	27,135	役員退職慰労引当金	130,570	148,980
建設仮勘定	-	-	偶発損失引当金	25,800	24,470
その他の有形固定資産	137,246	141,751	睡眠預金払戻損失引当金	36,335	26,215
無形固定資産	103,504	106,468	繰延税金負債	-	-
ソフトウェア	32,597	35,297	再評価に係る繰延税金負債	84,897	84,897
リース資産	-	-	債務保証	138,895	92,948
その他の無形固定資産	70,907	71,171	負債の部合計	243,007,328	237,800,019
前払年金費用	16,985	16,465	(純資産の部)		
繰延税金資産	175,987	180,692	出資金	3,509,106	3,453,512
債務保証見返	138,895	92,948	普通出資金	3,509,106	3,453,512
貸倒引当金	△1,062,839	△834,102	利益剰余金	10,219,069	10,989,544
(うち個別貸倒引当金)	(△864,715)	(△650,160)	利益準備金	2,256,850	2,326,850
			その他利益剰余金	7,962,219	8,662,694
			特別積立金	6,700,000	6,700,000
			(経営改善積立金)	(6,700,000)	(6,700,000)
			当期末処分剰余金	1,262,219	1,962,694
			組合員勘定合計	13,728,175	14,443,057
			その他有価証券評価差額金	△13,385	△31,466
			土地再評価差額金	211,508	211,508
			評価・換算差額等合計	198,123	180,042
			純資産の部合計	13,926,299	14,623,099
資産の部合計	256,933,628	252,423,119	負債及び純資産の部合計	256,933,628	252,423,119

損益計算書

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
経常収益	4,220,153	4,166,903
資金運用収益	3,503,347	3,255,887
貸出金利息	3,314,136	3,022,185
預け金利息	118,312	127,251
有価証券利息配当金	22,761	29,357
その他の受入利息	48,136	77,092
役務取引等収益	274,411	174,566
受入為替手数料	44,513	35,775
その他の役務収益	229,897	138,790
その他業務収益	12,304	11,972
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	12,304	11,972
その他経常収益	430,090	724,477
貸倒引当金戻入益	217,289	240,874
償却債権取立益	10,662	455,379
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	202,138	28,223
経常費用	3,252,277	3,131,134
資金調達費用	471,037	405,622
預金利息	468,360	402,948
給付補填備金繰入額	2,618	2,685
借入金利息	△613	△681
その他の支払利息	672	670
役務取引等費用	71,538	58,851
支払為替手数料	17,202	13,101
その他の役務費用	54,335	45,750
その他業務費用	134	930
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	134	930
経費	2,604,671	2,625,282
人件費	1,741,123	1,706,062
物件費	814,524	785,446
税金	49,023	133,772
その他経常費用	104,894	40,447
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	-
その他の経常費用	104,894	40,447
経常利益	967,876	1,035,769

	令和2年度	令和3年度
特別利益	29,820	148,662
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	29,820	148,662
特別損失	173,769	232,979
固定資産処分損	2,200	121,815
減損損失	171,568	57,825
その他の特別損失	-	53,339
税引前当期純利益	823,927	951,452
法人税、住民税及び事業税	140,980	135,775
法人税等調整額	9,683	2,257
法人税等合計	150,664	138,032
当期純利益	673,263	813,419
繰越金(当期首残高)	510,178	1,149,275
土地再評価差額金取崩額	78,778	-
当期末処分剰余金	1,262,219	1,962,694

(注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当りの当期純利益 23円04銭

3.当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
大阪府内	営業用不動産1件	土地	57
合計			57

営業用不動産について、当事業年度末時点における回収可能額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

尚、当該事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は鑑定評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

4.その他の特別利益は、収用補償金です。

5.固定資産処分損には、収用に係る固定資産圧縮損116,896千円を含んでおります。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金 a	1,262,219	1,962,694
剰余金処分額 b	112,943	132,094
利益準備金	70,000	90,000
出資に対する配当金	42,943	42,094
(年1.2%の割合)	(年1.2%の割合)	(年1.2%の割合)
繰越金(当期末残高) a-b	1,149,275	1,830,600

会計監査人による監査報告

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、水都有限責任監査法人の監査を受けております。

第70期の事業報告書、貸借対照表、損益計算書などの「計算書類及びその付属明細書」の全てにおいて、法令・定款に適合し、指摘すべき事項はない旨の監査報告を受けております。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月27日

のぞみ信用組合
理事長 平野 二三記

貸借対照表上の注記事項

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は、主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
 なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	372百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	668百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整(奥行価格補正、時点修正による補正等の調整)を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 307百万円

4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。又、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、営業店から独立した自己査定、償却・引当委員会を経て査定結果を監査部が監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取引可能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は706百万円です。

8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は簡便法で計上しております。

又、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)	
年金資産の額	238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	229,590百万円
差引額	8,987百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
 1.099%

(3) 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円及び別途積立金24,753百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金37百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生すると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

14. 重要な会計上の見積り
 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	834百万円
-------	--------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
 主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、債務者区分の決定を行っております。
 なお、個別貸出先の業績変化や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 会計方針の変更
 (1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。))等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は、経常収益が14百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益が32百万円減少しております。
 なお、収益認識会計基準第89項に定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下、「時価算定基準」という。))等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44～2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

16. 表示方法の変更
 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

17. 金融商品の状況に関する事項
 (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金積立業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。又、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価値の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
 ① 信用リスクの管理
 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査部及び管理部がチェックしております。
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理
 (i) 金利リスクの管理
 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には企画財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従って行われております。
 このうち企画財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 企画財務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
 これらの情報は企画財務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報
 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、貸出金、預金積金及び借入金であります。
 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、協法施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。
 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に拆高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
 なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとの上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は、2,012百万円減少するものと把握しております。
 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
 又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

18. 金融商品の時価等に関する事項
 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	96,554	96,729	174
うち譲渡性預け金	-	-	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,699	2,701	2
その他有価証券	5,461	5,461	-
(3)貸出金(*1)	140,735	142,595	1,859
貸倒引当金(*2)	△ 784	△ 784	-
	139,950	141,810	1,859
金融資産計	244,667	246,703	2,036
(1)預金積金(*1)	235,682	236,407	724
(2)借入金(*1)	700	700	-
金融負債計	236,382	237,107	724

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

譲渡性預け金については、約定から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については19から23に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金、残存期間が短期間(1年以内)のものであるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	108
組合出資金(*2)	1,412
合 計	1,521

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」が含まれております。以下23まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	499百万円	501百万円	1百万円
社 債	1,500百万円	1,502百万円	2百万円
小 計	1,999百万円	2,003百万円	3百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	700百万円	698百万円	△ 1百万円
小 計	700百万円	698百万円	△ 1百万円
合 計	2,699百万円	2,701百万円	2百万円

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	10百万円	8百万円	1百万円
債 券	603百万円	600百万円	3百万円
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	603百万円	600百万円	3百万円
小 計	613百万円	608百万円	5百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	-	-	-
債 券	4,848百万円	4,897百万円	△ 48百万円
国 債	296百万円	297百万円	△ 0百万円
地方債	-	-	-
社 債	4,551百万円	4,600百万円	△ 48百万円
小 計	4,848百万円	4,897百万円	△ 48百万円
合 計	5,461百万円	5,505百万円	△ 43百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

20. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	999百万円	2,800百万円	4,350百万円	-
国 債	-	-	296百万円	-
地方債	499百万円	-	-	-
社 債	500百万円	2,800百万円	4,054百万円	-
その 他	-	-	-	-
合 計	999百万円	2,800百万円	4,350百万円	-

23. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもつて貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、該当ありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が帳簿価額と比較して30%以上下落した場合であります。

24. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他有価証券」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	912百万円
危険債権額	1,928百万円
三月以上延滞債権額	-
貸出条件緩和債権額	311百万円
合計額	3,152百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,522百万円あります。

26. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,185百万円あります。このうち相手の信用状況の低下等により、任意の時期に無条件で取り消し可能なものが29,185百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 有形固定資産の減価償却累計額 1,804百万円

28. 有形固定資産の圧縮記帳額 116百万円

29. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	284百万円
減損損失・土地	67百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	-百万円
その他	127百万円
繰延税金資産小計	479百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 293百万円
評価性引当額小計	△ 293百万円
繰延税金資産合計	185百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	4百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
繰延税金負債合計	5百万円
繰延税金資産(負債)の純額	180百万円

31. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,300百万円
担保資産に対応する債務	借入金	700百万円

上記のほか、為替決済保証金及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金3,530百万円を担保として提供しております。

32. 出資1口当たりの純資産額は423円42銭です。

経営指標

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	4,823	4,626	4,177	4,220	4,166
経常利益	1,237	1,153	556	967	1,035
当期純利益	1,090	895	459	673	813
預金積金残高	222,769	227,680	228,217	240,682	235,682
貸出金残高	146,892	148,016	143,122	136,499	140,735
有価証券残高	4,521	4,415	4,986	6,798	8,270
総資産額	237,102	242,863	243,503	256,933	252,423
純資産額	12,285	13,053	13,379	13,926	14,623
自己資本比率	8.65%	8.75%	8.97%	10.22%	10.55%
出資総額	3,747	3,668	3,599	3,509	3,453
出資に対する配当金	45	44	43	42	42
出資総口数(口)	37,477,332	36,682,880	35,994,424	35,091,065	34,535,124
職員数(人)	249	239	222	220	209

- (注)1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。
 3. 職員数は役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

業務粗利益(率)、及び各収支の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	3,503,347	3,255,887
資金調達費用	471,037	405,622
資金運用収支	3,032,309	2,850,264
役務取引等収益	274,411	174,566
役務取引等費用	71,538	58,851
役務取引等収支	202,872	115,714
その他業務収益	12,304	11,972
その他業務費用	134	930
その他業務収支	12,170	11,042
業務粗利益	3,247,352	2,977,021
業務粗利益率	1.29%	1.16%
業務純益	691,843	372,409
実質業務純益	691,843	372,409
コア業務純益	691,843	372,409
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	691,843	372,409

- (注)1. 業務粗利益率=(業務粗利益÷資金運用勘定平均残高)×100
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り
資金運用勘定	令和2年度	251,436	3,503,347	1.39%
	令和3年度	256,536	3,255,887	1.26%
うち貸出金	令和2年度	140,750	3,314,136	2.35%
	令和3年度	137,102	3,022,185	2.20%
うち預け金	令和2年度	103,611	118,312	0.11%
	令和3年度	110,557	127,251	0.11%
うち有価証券	令和2年度	5,661	22,761	0.40%
	令和3年度	7,463	29,357	0.39%
資金調達勘定	令和2年度	242,195	471,037	0.19%
	令和3年度	247,153	405,622	0.16%
うち預金積金	令和2年度	241,445	470,979	0.19%
	令和3年度	246,308	405,633	0.16%
うち譲渡性預金	令和2年度	-	-	-
	令和3年度	-	-	-
うち借入金	令和2年度	615	△ 613	△ 0.09%
	令和3年度	710	△ 681	△ 0.09%

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和2年度835百万円、令和3年度781百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.37	0.39
総資産当期純利益率	0.26	0.31

(注) 上記利回りにつきましては、総資産残高から債務保証見返り額を除いて算出しております。

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り	1.39	1.26
資金調達原価率	1.24	1.21
総資金利鞘	0.14	0.05

預貸率

(単位:%)

		令和2年度	令和3年度
預貸率	期末	56.71	59.71
	期中平均	58.29	55.66

(注) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

預証率

(単位:%)

		令和2年度	令和3年度
預証率	期末	2.82	3.50
	期中平均	2.34	3.03

(注) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

職員1人当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
預金積金残高	1,094	1,127
貸出金残高	620	673

1店舗当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
預金積金残高	15,042	15,712
貸出金残高	8,531	9,382

主要業務に関する事項

役務取引収支の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	274,411	174,566
受入為替手数料	44,513	35,775
その他の受入手数料	229,873	138,757
その他の役務取引等収益	23	33
役務取引等費用	71,538	58,851
支払為替手数料	17,202	13,101
その他の支払手数料	36,853	30,429
その他の役務取引等費用	17,481	15,321

その他業務収支の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
その他業務収益	12,304	11,972
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	12,304	11,972
その他業務費用	134	930
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	134	930

経費の内訳

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
人件費	1,741,123	1,706,062
報酬給料手当	1,394,603	1,388,874
退職給付費用	129,144	91,963
その他	217,375	225,223
物件費	814,524	785,446
事務費	381,740	360,755
固定資産費	139,381	138,321
事業費	49,208	44,051
人事厚生費	22,049	20,010
減価償却費	150,486	150,763
預金保険料	71,658	71,545
税金	49,023	133,772
合計	2,604,671	2,625,282

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△ 317,353	△ 247,460
支払利息の増減	△ 43,005	△ 65,415

貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	9,434	6.9%	9,023	6.4%
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	11,191	8.1%	11,402	8.1%
電気、ガス、熱供給、水道業	146	0.1%	117	0.0%
情報通信業	370	0.2%	641	0.4%
運輸業、郵便業	1,285	0.9%	1,427	1.0%
卸売業、小売業	5,585	4.0%	5,684	4.0%
金融業、保険業	1,703	1.2%	1,677	1.1%
不動産業	82,807	60.6%	86,859	61.7%
物品賃貸業	1,450	1.0%	1,936	1.3%
学術研究、専門・技術サービス業	1,109	0.8%	1,057	0.7%
宿泊業	133	0.0%	126	0.0%
飲食業	1,404	1.0%	1,494	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	1,683	1.2%	1,359	0.9%
教育、学習支援業	40	0.0%	37	0.0%
医療、福祉	401	0.2%	415	0.2%
その他のサービス	5,073	3.7%	5,770	4.1%
その他の産業	153	0.1%	143	0.1%
小計	123,977	90.8%	129,174	91.7%
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,521	9.1%	11,560	8.2%
合計	136,499	100.0%	140,735	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当組合預金積金	1,390	—	1,114	—
有価証券	1	—	1	—
不動産	—	—	—	—
不動産	91,640	—	94,487	—
その他	—	—	—	—
小計	93,032	—	95,603	—
信用保証協会・信用保険	31,043	—	32,211	—
保証証	5,164	138	4,801	92
信用	7,258	—	8,118	—
合計	136,499	138	140,735	92

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	2,074	1.4%	1,596	1.1%
手形貸付	595	0.4%	354	0.2%
証書貸付	136,948	97.2%	134,151	97.8%
当座貸越	1,132	0.8%	1,000	0.7%
合計	140,750	100.0%	137,102	100.0%

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
固定金利	47,796	51,403
変動金利	88,702	89,332
合計	136,499	140,735

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
消費者ローン	431	367
住宅ローン	9,126	8,237
合計	9,557	8,605

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	63,643	46.6%	66,132	46.9%
設備資金	72,855	53.3%	74,603	53.0%
合計	136,499	100.0%	140,735	100.0%

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
全国信用協同組合連合会	77	53
株式会社商工組合中央金庫	61	39
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	2	1
独立行政法人福祉医療機構	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	—
合計	142	94

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	1,308	1,064	243	100.0%	100.0%
	令和3年度	912	740	172	100.0%	100.0%
危険債権	令和2年度	2,697	1,745	571	85.8%	60.0%
	令和3年度	1,928	1,213	428	85.1%	60.0%
要管理債権	令和2年度	691	551	11	81.3%	7.9%
	令和3年度	311	158	4	52.2%	2.6%
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	691	551	11	81.3%	7.9%
	令和3年度	311	158	4	52.2%	2.6%
小計	令和2年度	4,697	3,361	826	89.1%	61.8%
	令和3年度	3,152	2,113	605	86.2%	58.1%
正常債権	令和2年度	132,042				
	令和3年度	137,774				
合計	令和2年度	136,740				
	令和3年度	140,926				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸出金償却額・引当額 (単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	—	—
貸倒引当金繰入額	△ 217	△ 240
合計	△ 217	△ 240

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	期中増減	期末残高	期中増減
一般貸倒引当金	198	△ 49	183	△ 14
個別貸倒引当金	864	△ 403	650	△ 214
合計	1,062	△ 453	834	△ 228

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る取引は行っておりません。

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	2,203	0.9%	2,017	0.8%
普通預金	51,838	21.4%	58,991	23.9%
通知預金	32	0.0%	37	0.0%
定期預金	180,070	74.5%	177,795	72.1%
定期積金	7,092	2.9%	7,218	2.9%
その他の預金	207	0.0%	248	0.1%
合計	241,445	100.0%	246,308	100.0%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	203,836		199,051	
法人	36,845		36,630	
一般法人	36,657		36,193	
公金	168		415	
金融機関	19		22	
合計	240,682		235,682	

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
固定金利	180,046	174,253
変動金利	-	-
その他	-	-
合計	180,046	174,253

組合員・組合員外別預金残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
組合員預金	197,533	193,626
組合員外預金	43,147	42,054
合計	240,682	235,682

有価証券に関する指標

有価証券の時価等情報

(1) 売買目的有価証券

該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	499	505	5	499	501
	社債	2,100	2,107	7	1,500	1,502
	その他	-	-	-	-	-
小計	2,599	2,612	13	1,999	2,003	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	100	99	△0	700	698
	その他	-	-	-	-	-
小計	100	99	△0	700	698	
合計	2,699	2,711	12	2,699	2,701	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

項目	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8	8	0	10	8
	債券	1,308	1,300	8	603	600
	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
社債	1,308	1,300	8	603	600	
その他	-	-	-	-	-	
小計	1,317	1,308	9	613	608	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	2,672	2,700	△27	4,848	4,897
	国債	-	-	-	296	297
	地方債	-	-	-	-	-
社債	2,672	2,700	△27	4,551	4,600	
その他	-	-	-	-	-	
小計	2,672	2,700	△27	4,848	4,897	
合計	3,989	4,008	△18	5,461	5,505	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

有価証券に関する指標

市場価額のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	108	108
全信組連出資金	1,412	1,412
組合出資金	0	0
合計	1,521	1,521

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	296	—	—	296
地方債	令和2年度	—	499	—	—	—	499
	令和3年度	499	—	—	—	—	499
社債	令和2年度	—	2,601	3,579	—	—	6,180
	令和3年度	500	2,800	4,054	—	—	7,354
株式	令和2年度	—	—	—	—	117	117
	令和3年度	—	—	—	—	119	119
外国証券	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
その他の証券	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
合計	令和2年度	—	3,101	3,579	—	117	6,798
	令和3年度	999	2,800	4,350	—	119	8,270

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	35	0.4%
地方債	499	8.8%	499	6.6%
社債	5,044	89.1%	6,811	91.2%
株式	117	2.0%	117	1.5%
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	5,661	100.0%	7,463	100.0%

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱

該当ございません。

その他の業務

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他金融機関向け	60,378	72,128	64,146	82,162
	他金融機関から	110,347	107,325	107,282	96,167
代金取立	他金融機関向け	19	57	11	41
	他金融機関から	31	29	24	25

公共債の窓口販売実績

該当ございません。

公共債引受額

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

役員等の報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

①報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。又、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	84	132
監 事	25	30
合 計	110	162

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事9名、監事5名です。

3. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬は24百万円です。

4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、監事2百万円です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることにより動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

(1)自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られておりと評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」… リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

(3)信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審査会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

(4)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関*

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は格付付投資情報センター(R&I)を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(5)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- 又、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取り扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取り扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続き

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

(8)オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点重要視した管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しております。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

(9)市場リスクに関する事項

- 上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

(10)金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。
- 金利リスク算定の根拠

コア預金	対象	<input type="checkbox"/> 流動性預金全般(当座・普通預金等)
	算定方法	<input type="checkbox"/> ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満期	<input type="checkbox"/> 5年以内(平均2.5年)
固定金利貸出の期限前返済		<input type="checkbox"/> 期限前返済率を3%として算出しています
定期預金の早期解約		<input type="checkbox"/> 早期解約率を34%として算出しています
金利感応資産負債		<input type="checkbox"/> 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		<input type="checkbox"/> 100BP
リスク計測の頻度		<input type="checkbox"/> 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

自己資本の充実の状況

●定量的な開示事項について

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定の額	13,685	14,400
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,509	3,453
うち、利益剰余金の額	10,219	10,989
うち、外部流出予定額(△)	42	42
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	198	183
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	198	183
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	40	26
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,923	14,611
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	74	76
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	74	76
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	12	11
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	86	88
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	13,836	14,522
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	128,866	131,416
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	296	296
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	296	296
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,490	6,111
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	135,356	137,528
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.22%	10.55%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

[2]自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	128,866	5,154	131,416	5,256
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	128,569	5,142	131,119	5,244
(i)ソブリン向け	1,045	41	1,052	42
(ii)金融機関向け	21,941	877	19,932	797
(iii)法人等向け	16,296	651	18,092	723
(iv)中小企業等・個人向け	8,035	321	7,444	297
(v)抵当権付住宅ローン	2,118	84	1,877	75
(vi)不動産取得等事業向け	73,029	2,921	76,925	3,077
(vii)三月以上延滞等	642	25	455	18
(viii)出資等	117	4	117	4
出資等のエクスポージャー	117	4	117	4
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,462	58	1,412	56
(xi)その他	3,880	155	3,809	152
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	296	11	296	11
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	6,490	259	6,111	244
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	135,356	5,414	137,528	5,501

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	258,015	253,293	136,638	140,828	6,699	8,196	—	—	1,048	705
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	258,015	253,293	136,638	140,828	6,699	8,196	—	—	1,048	705
製 造 業	10,136	9,926	9,434	9,023	700	900	—	—	17	18
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	11,397	11,607	11,191	11,402	200	200	—	—	143	141
電気、ガス、熱供給、水道業	2,048	2,218	146	117	1,900	2,100	—	—	—	—
情 報 通 信 業	777	1,148	370	641	400	500	—	—	0	—
運 輸 業、郵 便 業	1,547	1,667	1,346	1,467	200	200	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	5,686	5,785	5,585	5,684	100	100	—	—	0	1
金 融 業、保 険 業	110,920	101,045	1,703	1,677	2,200	2,600	—	—	—	—
不 動 産 業	82,855	86,905	82,807	86,859	—	—	—	—	520	198
物 品 賃 貸 業	1,950	2,737	1,450	1,936	500	800	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,110	1,058	1,109	1,057	—	—	—	—	0	21
宿 泊 業	133	126	133	126	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,405	1,494	1,404	1,494	—	—	—	—	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	1,685	1,360	1,683	1,359	—	—	—	—	6	—
教育、学習支援業	40	37	40	37	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	401	415	401	415	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	5,080	5,774	5,076	5,772	—	—	—	—	121	63
その他の産業	153	143	153	143	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	499	797	—	—	499	796	—	—	—	—
個 人	12,609	11,622	12,596	11,612	—	—	—	—	237	259
そ の 他	7,575	7,420	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	258,015	253,293	136,638	140,828	6,699	8,196	—	—	1,048	705
1年以下	62,306	53,301	22,988	20,983	—	999	—	—	—	—
1年超 3年以下	29,268	40,857	6,768	9,427	1,899	1,400	—	—	—	—
3年超 5年以下	47,055	38,840	9,325	9,840	1,200	1,400	—	—	—	—
5年超 7年以下	9,230	8,837	8,530	8,637	700	200	—	—	—	—
7年超 10年以下	24,793	28,352	21,893	24,155	2,900	4,197	—	—	—	—
10年超	65,408	66,317	65,408	66,317	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	12,208	9,189	1,722	1,465	—	—	—	—	—	—
そ の 他	7,742	7,596	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	258,015	253,293	136,638	140,828	6,699	8,196	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	247	198	—	247	198
	令和3年度	198	183	—	198	183
個別貸倒引当金	令和2年度	1,268	864	—	1,268	864
	令和3年度	864	650	—	864	650
合計	令和2年度	1,516	1,062	—	1,516	1,062
	令和3年度	1,062	834	—	1,062	834

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和2年度	令和3年度
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製造業	7	10	10	15	7	10	10	15	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	200	196	196	167	200	196	196	167	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	32	34	34	30	32	34	34	30	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	613	226	226	115	613	226	226	115	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	62	67	67	61	62	67	67	61	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	99	105	105	51	99	105	105	51	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	55	20	20	19	55	20	20	19	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	197	201	201	188	197	201	201	188	—	—
合計	1,268	864	864	650	1,268	864	864	650	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	20,546	—	21,851
10%	—	10,544	—	10,600
20%	700	109,735	800	99,686
35%	—	6,135	—	5,433
50%	3,402	717	4,303	416
75%	—	11,432	—	10,595
100%	300	94,096	300	99,004
150%	—	193	—	126
250%	—	208	—	173
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	4,403	253,611	5,404	247,888

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

[4] 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,450	1,231	110	92	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

[5] 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

[6] 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔7〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	8	8	10	10
非 上 場 株 式 等	1,521	1,521	1,521	1,521
合 計	1,530	1,530	1,531	1,531

(注)非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	△ 18	△ 43

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔8〕リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		令和2年度		令和3年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	2,115	0	2,012	0
2	下方パラレルシフト	0	4	0	0
3	スティープ化	1,992		1,786	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,115	4	2,012	0
8	自己資本の額	令和2年度 13,836		令和3年度 14,522	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVE：金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される数値。

※△NII：金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される数値。

手数料一覧

令和4年6月30日現在

資料編

種 類	手数料額	種 類		手数料額	
				一般料金	組合員料金
会社設立手数料 *発起設立時 払込金受入証明書発行手数料	1件につき (2通で1件) 660円	<他行宛のもの> 電信振込 A T Mによる振込	880円 330円	660円 330円	
*募集設立時 株式払込保管金取扱手数料	払込金総額 5千万円以上 // 5千万円未満 (但し、手数料に下限を設定する)	<当組合他店宛のもの> 電信振込 現金振込 通帳振替 A T Mによる振込	330円 無 料 無 料	330円 無 料 無 料	
保護函使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種 (大) 引出式 第二種 (小) 収納式	<自店宛のもの> 電信振込 現金振込 通帳振替 A T Mによる振込	330円 無 料 無 料	330円 無 料 無 料	
貸金庫使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種 第二種 第三種 第四種	<他行宛のもの> 至急扱い 普通扱い 当所分	1通につき 1,100円 1通につき 1,100円 1通につき 440円		
自動貸金庫使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種 第二種 第三種	当組合他店宛のもの 1通につき 自店宛のもの 1通につき	220円 無 料 220円 無 料		
振替決済口座管理手数料	(国債等)	送金・振込組戻料 取立手形不渡返却料 取立手形店頭呈示料 但し、660円(消費税込み)を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます。	1件につき 1,100円 1通につき 1,100円 1通につき 660円		
他金融機関カード利用手数料 (提携金融機関により異なる場合があります)	平日 8時45分から18時迄 18時から19時迄 土曜日 9時から14時迄 14時から17時迄 日曜・祝日 9時から17時迄 (取扱店舗 枚方・萩原天神・矢田支店)	不渡手形返却料 依頼返却組戻料 その他手数料 実費(消費税込み) (異議申立事務手数料等)	1通につき 1,100円 1通につき 1,100円		
手形・小切手用紙交付手数料	一般小切手 一般小切手(署名判印刷付) 自己宛小切手 約束・為替手形 約束・為替手形(署名判印刷付) 金融機関借入用	個人 インターネット・ モバイル バンキング ご利用手数料	無 料 無 料 無 料 無 料 220円 無 料 無 料	無 料 無 料 無 料 無 料 220円 無 料 無 料	
署名判印刷登録手数料	登録時 5,500円	法人 インターネット・ モバイル バンキング ご利用手数料	無 料 無 料 無 料 無 料 220円 無 料 無 料	無 料 無 料 無 料 無 料 220円 無 料 無 料	
手形専用当座取扱手数料 (マル専手形)	口座開設 1口座 6,600円 手形用紙 1枚 880円	契約・基本手数料 照会手数料 振替手数料 振込手数料 <他行宛のもの> <当組合他店宛のもの>	無 料 無 料 無 料 無 料 220円 無 料	無 料 無 料 無 料 無 料 220円 無 料	
通帳・証書再発行手数料	1件につき 1,100円	契約・基本手数料 月額基本手数料	無 料 3,300円	無 料 2,200円	
口座振替委託業務手数料	家賃・ガレージ等振込手数料(借主負担) 1件当り 110円 家賃・ガレージ等振込口座振替契約(家主負担) 1件当り 110円	照会手数料 振替手数料 振込手数料 <他行宛のもの> <当組合他店宛のもの>	無 料 無 料 無 料 220円 無 料	無 料 無 料 無 料 220円 無 料	
家賃・ガレージ代通帳交付手数料	1冊 1,100円				
カード発行手数料	キャッシュカード再発行 1枚 1,100円 ローンカード再発行 1枚 1,100円				
不動産担保取扱手数料 (住宅ローン・宅建プロジェクト・ 賃貸収益物件を除きます)	設定金額(5,000万円未満) 1件につき 33,000円 設定金額(5,000万円以上) 1件につき 55,000円 根抵当権極度額増額の場合 1件につき 33,000円 * 別途鑑定する場合 上記手数料+実費				
不動産担保抹消事務手数料 (不動産業者の販売用不動産に限ります)	1物件ごと(1区画あたり) 1件につき 11,000円				
住宅ローン取扱手数料	住宅ローン 1件につき 66,000円				
証書貸付条件変更手数料 (保証協会保証は除きます)	条件変更 1件につき 6,600円 一部返済 1件につき 6,600円				
証書貸付全額返済手数料 (保証協会保証は除きます)	5,000万円未満 1件につき 33,000円 5,000万円以上~1億円未満 1件につき 55,000円 1億円以上 1件につき 110,000円				
<住宅ローン条件変更>	条件変更 1件につき 6,600円 全額返済 1件につき 11,000円 全額返済(実行後10年超) 無 料 一部返済 1件につき 6,600円 一部返済(1年間2回までの返済) 無 料				
固定金利再選択手数料	住宅ローン 1件につき 11,000円				
各種保険質権設定手数料	* 確定日付料700円を含む 1件につき 1,360円				
残高証明書発行手数料	各残高証明(預金・融資・出資) 1通 660円				
その他発行手数料	各種履歴明細発行 1口座 550円 出資証券再発行 1通 550円 その他証明書発行 1通 550円				
情報開示請求手数料	来店 1通 1,100円 郵送 1通 1,650円				
両替手数料	紙幣・硬貨枚数 1~50枚 220円 ※組合員の場合 無 料 51~500枚 330円 501~1,000枚 660円 超500枚ごと 330円				
硬貨取扱手数料	硬貨枚数 1~500枚 無 料 501~1,000枚 660円 超500枚ごと 330円				
金種指定手数料	紙幣・硬貨枚数 (万券及び新券は含まない) 1~50枚 220円 ※組合員の場合 無 料 51~500枚 330円 501~1,000枚 660円 超500枚ごと 330円				

*手数料には消費税(10%)が含まれています。

索引

ごあいさつ 2

概況・組織

当組合の概要・沿革	1
組合員数	1
経営理念・行動指針	2
*事業の組織（組織図）	23
*役員体制（理事及び監事の氏名・役職名）	23
*会計監査人の氏名又は名称	23
*店舗等一覧	27
自動機器（ATM）設置状況	27
営業区域	27

主要事業内容

*主要な事業の内容	24
-----------	----

業務に関する事項

*事業の概況	3～4
*経常収益	33
*経常利益	33
*当期純利益	33
*預金積金残高	33
*貸出金残高	33
*有価証券残高	33
*総資産額	33
*純資産額	33
*単体自己資本比率	33
*出資総額、出資総口数	33
*出資配当金	33
*職員数	33

主要業務に関する事項

*業務粗利益及び業務粗利益率	33
*資金運用収支、役務取引等収支 及びその他業務収支	33
*資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高 資金運用利回り	33
*受取利息、支払利息の増減	34
*総資産経常利益率	34
*総資産当期純利益率	34
*総資金利鞘	34

預金に関する指標

職員1人当りの預金積金残高 / 1店舗当りの預金積金残高	34
*預金種目別平均残高	37
*定期預金金利区分別残高	37
預金者別預金残高	37
組合員・組合員外別預金残高	37

貸出金等に関する指標

職員1人当りの貸出金残高 / 1店舗当りの貸出金残高	34
*預貸率（期末・期中平均）	34
*貸出金業種別残高・構成比	35
*担保の種類別貸出金残高 及び債務保証見返額	35
消費者ローン・住宅ローン残高	35
*貸出金使途別残高	35
*貸出金科目別平均残高	35
代理貸付残高の内訳	35
*貸出金金利区分別残高	35

有価証券に関する指標

*預証率（期末・期中平均）	34
*有価証券の時価等情報	37
*市場価額のない株式等及び組合出資金	38
*有価証券の種類別・残存期間別残高	38
*有価証券の種類別平均残高	38

経営管理体制

*コンプライアンス態勢	17
*リスク管理体制	18

財産の状況

*貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分計算書	29～32
*会計監査人による監査報告 代表理事による財務諸表の 適正性・有効性の確認	30
◎協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	36
*貸出金償却額・引当額	36
*貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	36
*商品有価証券の種類別平均残高、 金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱	38
外貨建資産残高	38
*自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）	40
*自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）	41～46

その他の業務

内国為替取扱実績	38
公共債の窓口販売実績	38
公共債引受額	38
手数料一覧	47

その他

通常総代会の開催・総代会制度について	5
総代選挙について	6
お客様アンケート調査について	7～9
地域・社会貢献活動について	10
地域密着型金融の取り組み	11～12
経営者保証に関するガイドラインへの対応	12
SDGs宣言について	13～14
第6次中期経営計画について	15
苦情処理措置・紛争解決措置について	16
反社会的勢力に関する基本方針	17
顧客受入方針	19
マネー・ローダリング及びテロ資金供与 対策に係る基本方針・取引時確認のお願い・ 振り込め詐欺救済法への対応について	20
預金者保護法への対応について	21
金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針	22
主要な商品のご案内	25～26
役員等の報酬体系について	39

各開示項目は上記のページに記載しております。
*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に、
◎印は「協金法」及び「金融再生法」に規定されている法定開
示項目です。
※開示項目のうち該当がないものにはついては、記載いたし
ておりません。



みなさまの〈のぞみ〉をかなえるパートナー

のぞみ信用組合

<https://www.nozomi.shinkumi.jp>